

令和5年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年9月13日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏑本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	久富和浩
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民環境部長	青木竜治
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人
林政部長	高井和之	上下水道部長	谷口博文
教育委員会 事務局長	瀬川清泰	会計管理者	川口直紀

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	廣瀬知倫
議会書記	後藤謙治		

---

## 開議の宣告

### ○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

### ○議長（大西徳三郎君）

日程第1、一般質問を行います。

4番 飯尾龍也君の発言を許します。

飯尾君。

### ○4番（飯尾龍也君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、全国で今給食業者、要するに給食を請け負っている業者が倒産して非常に困っているという状況が全国のあちらこちらで声が出ております。委託したはいいが、やっぱりこの先般の物価高騰という中で、事業運営をするのが非常に難しい。かといって、何が何でもやっぱり毎日食べる食事ですから非常に大事ですが、事業者は本当に雲隠れという形で、今倒産の手続をしているみたいなのですが、このような状況が非常に公教育の場においては非常に大事なものですから、ぜひここら辺で本巣市の場合は大丈夫かなという思いも今感じております。

しかし、本巣市の場合食材は本巣市が負担し、人件費等を委託という形で業者に委託しているという現状を考えますと、そのような状況が起こらないという思いがあります。そこら辺は、やっぱり一安心している次第です。

あと、また昨日、中学生防災士を研修に行かせるという市長さんのお考えが発表されて、非常に大変感謝しております。といいますのは、私も子どもに東日本大震災が起きてから、もう8年前ぐらいですね、子ども2人を大熊町へ連れて行って、これだけの津波が来て、こういう現状だったということ連れてまいりました。また、その後の熊本地震のときも、益城町へ旅行がてらに連れて行って、実際子どもの目で見て現場を見る、これは非常に大事だと思っております。これをやっぱり多感な中学生、また自立心が芽生えるときにそういう研修に行かせていただけるということが非常に大事だと思っております。ぜひそういうことをどんどんやっていただきたいという思いがございます。

冒頭、様々なことを言いましたが、続きまして、私の最初の一般質問である本市の知的障がい者や発達障がい児に対する特別支援学級について質問させていただきます。

といいますのは、知的障がい者、発達障がいに関わる御家庭を持っている方というのは、非常に

通常の健常者といいますか、学級に通っている親御さんとは違い、いろんな様々な問題を抱えております。といいますのは、私も身近に障がい者を持っていた身の人を知っていますし、それで非常に大変苦勞している。またそれを困難とは思わず乗り越えて、それで現状今まで頑張っているという人を見ております。やっぱりそういう人のためにもぜひとも、やっぱりそういう家庭というのは、全部抱え込んでしまっているんですね。それじゃなくて、やっぱり社会、皆さんに知ってもらって、責任、負担を広く薄くして、皆さんで負うというのは非常に大事かと思う、それが共生社会だと思っております。

こういう社会がやっぱり人間にとっても非常にお互い、お互いさまというのは、本来の人間生活の営みだと思っているので、誰がいい、誰が悪いじゃなくて、お互い助け合って、それで暮らしていけることが一番の平安であると思っております。という思いがございまして、この障がい児についての質問をさせていただきます。

まず、本市においては、小・中学校における障がい児童に対する教育はどのように行われているか、御答弁をよろしくお願いします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

本市の小・中学校等における障がい児童者に対する教育についてお答えします。

本市は、「ふるさとをルーツに未来を切り拓き、たくましく生き抜く子」を教育目標に掲げ、ハンディのある、なしに関わらず、全ての子どもが幸せに生きる、よりよく生きる、その主体者として育つ教育を推進しております。

近年、本市でも特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあり、平成25年から比べると約5倍の増加をたどっています。本年度、知的障がいの特別支援学級は、小学校9学級、中学校3学級、自閉症・情緒障がいの特別支援学級は、小学校12学級、中学校4学級、合計28学級を設置しています。

人にはそれぞれ様々な特性があり、誰一人として同じではありません。また、その成長の度合いもまちまちです。特性の中には、大勢の中で過ごすことが苦手、理解に時間がかかる、文字を読むのが苦手など、見た目では分からないものも数多くあります。そうした子ども一人一人の状況を捉え、子どもたちの多様なニーズに望ましい支援を行っていくのが特別支援教育です。

本市の特別支援教育においては、まず個々の特性を正しく理解し、その子にふさわしい学びの場を提供しています。その学びの場の選択に当たっては、本人や保護者の意向に加え、医師や心理士などの専門家を交えた教育支援委員会で一例一例を丁寧に検討を重ね、合意形成を図りながら支援の方向性を見いだしています。

また、幼児期からの支援対策も丁寧に行っています。保健センターやもとす広域連合、幼児療育センターと連携し、子どもの実態把握に努めるとともに、保護者の協力の下、早期からの発達支援

を行っています。さらに、市立幼稚園の強みを生かし、幼児期から教育委員会と幼稚園、小学校が連携し、切れ目なく就学相談、教育相談を行うことで、子どもにとって真に必要な就学や教育の在り方を保護者、幼稚園、小学校の三位一体で共有できる体制が整っています。

各学校においては、一人一人の教育的ニーズを把握し、学習や生活の困難さを軽減し、持てる力を伸ばしていくため、保護者や関係機関と協力して作成する個別の支援計画を基にチームで支援しています。

2022年9月に、日本は国連の人権委員会より、インクルーシブ教育の視点から特別支援学級や特別支援学校で障がい児を分けるシステムをやめるべきと勧告を受けており、日本の特別支援教育は転換期を迎えています。

インクルーシブ教育は、障がいの有無に関わらず、孤独感や隔たりを感じさせることなく、共に生活し学ぶ教育です。本市においては、これを踏まえ、既に特別支援学級に在籍する全ての子どもたちが通常学級の授業や行事に参加しており、インクルーシブな環境を保障しています。今後、インクルーシブ教育の理念に立ち、誰もが自分のよさや可能性を見だし、希望の光を持ちながら夢や志の実現を全力で支援する本巢の教育を推進してまいります。

#### 〔4番議員挙手〕

#### ○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

#### ○4番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

既に本巢市はインクルーシブ教育をされていると、非常に安心しました。といたしますのは、私、今からフィンランドのインクルーシブ教育をちょっと御紹介しようかと思い、今手元にある資料でちょっと説明させていただきます。

フィンランドの場合は、3段階支援という形で、まず全ての子どもを対象に徐々に支援レベルを上げる仕組みをつくっております。まず1が、学級担任が子どもの困難に早期対応する一般支援、次の段階が、専門家を交え共同で支援する強化支援、次に第3となりますのが、さらに多角的なアセスメントに基づき、個別にケアする特別支援という、支援レベルは半年ごとに行う三者面談と専門家の評価、助言を基に決定しており、特別支援学校で学ぶ子どもの割合は2000年の2%から2020年には0.6%まで減少しております。

こういう状況は、これは高知大学の教育学部の研究報告からなんですが、これがまず第1に、子ども1人当たりに関わる大人の数が多いということ。まず1クラス児童・生徒数にまず約20人と少人数制であるに加え、担任のほか、特別支援教諭とスクールアシスタントがおり、個々の特性に合わせた学習環境を実現しております。

また、第2に専門家チームによる協働。生徒福祉サービスチームを全ての基礎学級に義務づけているのがフィンランドでございます。校長、副校長を筆頭に、特別支援教諭、保健師、スクールカウンセラー、スクールサイコロジスト、学習進路相談員等を既にやっております。やっぱり先進的

なこのフィンランドの教育というのは、非常に日本にとっては参考になるかと思っております。

かといって、要支援の子どもが増加している原因があるんですね。というのは、今デジタル教材を使い過ぎて、画面上、次々とページをスクロールする作業だけでよって個々の子どもたちに向き合う場面が少なくなっちゃって、それが今、それでもうデジタル教育をちょっと抑えようという動きがございます。我が日本はICTが遅れてデジタル教育を今からという感じですが、やはり両方並立して手書きで、どのように字は成り立っているのか、どのような形なのかという、そういう作業も非常に大事だと思います。そういうことも踏まえた教育というのは非常に大事かと思っております。

また、もう一つ、千葉県の教育委員会では、平成19年度より特別支援フレッシュサポート事業というものをもう既に行っており、発達障がいなど障がいのある子どもたちのために学生を派遣しております。それは幼稚園、小・中学校、特別支援学校、学生は学習に付き添ったり、休み時間に一緒に遊んだり、障がいのある子どもへの理解を深めるということです。教員志望に限らず、医療職を目指す学生など活動日数は年間10日から20、授業がない期間、トータルで50人から60人でこういう事業をやっております。やはり先進的なところは既にやっています。ぜひともこういう事例を取り入れながら本巢市独自の障がい児に対する教育をしていってもらいたいと思っております。

次に、第2ですが、本市においての特別な障がい児教育をされていますか、よろしく願いいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

本市における特別な障がい児教育についてお答えします。

本市では、子どもたちの自立や社会参画を目指し、幼児期から途切れのない一貫した支援を行うとともに、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援ができるよう、組織的かつ機能的な動きをつくり出しています。

具体的な取組といたしましては、まず9割以上の幼児が市立幼稚園で教育を受けているという利点を生かした幼児期からの運動遊びを中核にした支援があります。平成29年度から市内全幼稚園で運動遊び大改革、生きる力を育むプロジェクトを展開し、運動遊びを通して人間形成の基盤を培ってきました。運動を中心に仲間と群れて遊ぶことを通して身体能力、意欲や気力、集中力、自己有用感、健やかな心、社会適応力、考える力や脳の発達など様々な教育効果が生まれています。

また、運動遊びで思い切り体を動かす動の時間と、聞く、書く、読むなど落ち着いて活動する静の時間のメリハリによって生活リズムをつくり、その心地よさを体験することは将来の健康的な生活リズムをつくる土台にもなっています。

ドイツの教育学者フレーベルが、子どもは5歳までにその生涯に学ぶ全てを学び終わると言ったように、本巢市の幼児期からのこのような取組は全ての子どもに、そして特に何らかの障がいがあ

る子どもにとって有効な手だてになっていると考えられます。

さらに本市では、専門性の高い教育相談総括指導員を教育センターに配置して、総括指導員を中核に特別支援教育専門の大学教授や保健師、特別支援学校主事などによる本巢市特別支援専門家チームを結成しています。市内全ての園、小・中学校を定期的に訪問し、支援を必要とする子どもの状況を捉え、分析して、保護者、学級担任、管理職にフィードバックし、支援に生かしています。

また、市独自のプロフィールブックや個別の教育支援計画の活用を進めています。プロフィールブックは、保護者からの小・中学校に入学したり、学級が変わったりするたびに同じことを説明するのはつらいという声をきっかけに作成した保護者支援の記録帳です。これは、健康増進課と連携し、2歳児健診、3歳児健診等の際、希望する保護者に渡すもので、子どもの特性やトラブルの履歴、そしてうまくいった指導などを記録して、園、学校の支援につなげています。

また、個別の教育支援計画は、子どもを取り巻く多くの支援者が共通理解の下、支援に当たることができるよう、誕生から就学に至るまでの記録や支援計画を記録するものです。通常ならば、園なら園だけ、小学校なら小学校だけというものなのですが、本巢市では、保護者の同意を得て幼稚園、小学校、中学校、さらには特別支援学校などへと引き継がれ、効果的な支援も継続されています。これらは、子どもから大人に至るまでの途切れのない一貫した支援、そして細やかな支援を象徴する本巢市の取組となっております。

どの子も間違いなく成長する存在です。今後も、幼児期からの教育を一層充実させ、幼稚園、小学校、中学校と一貫して発達の段階に応じた必要な支援を的確に見極め、それを共有して支援に当たることで、一人一人の成長する力を引き出せるようにしていきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

やはりもう本巢市は先進的で非常にありがたいなと思います。と思いますのは、広域で療育センターの現状を数字として見たときに、医者にかかっていないという方の多分半数ぐらいがあったんですね。その数字を見たときに、やっぱりもっと早く医者にかかって診断、なかなか難しいかと思えますけれど、出生からゼロ歳児、1歳、2歳、3歳までになかなか難しいかと思えますけれど、やはり早め早めに手を打ってあげれば、非常に普通の健常の方と同じような学習ステージや運動機能も備わってくると僕は思っています。やはり、そこら辺は専門家の意見をしっかり取り入れて、それを行政がサポートし、そうすることによって障がい児、発達障がいになるのが軽減されることによって、より自分が生きやすい小学校、中学校生活につながると思っています。やっぱりそれは、これからもいろんな想定外の事件、ことがある社会において非常に大切なことなんですね。自分の力で生きていくということは、それをまず取り除いてあげるというのは、やっぱり私たち行政や市民の全員のサポートでそういう子どもたちを応援していくのは責務だと思っています。非常にありがたかったです。

といいますのは、この問題を提起するきっかけは、やっぱり私、この夏休みに高校の同級生、高校の教員、小学校の特別支援の先生、中学校の先生と話しして、非常に今発達障がいの子は多いよと。これは問題だよと。いろいろ議論、2時間半ぐらい3時間しました。やっぱりどうにかして、それをただ家庭内で処理するのではなく、もっと教育の目線でしっかり家庭に入って行って子どもの主体性を生かしながら徐々に発達支援、障がいを軽減していくようなものやっけていくのはいいよねというのが結論だったんですね。やっぱりそういう思いがあったので、ぜひこの問題をこの第1つ目の質問にしたかったんですね。

あともう一つ、今発達障がいと認定されない、また知的障がいと認定されない境界知能というのがございます。それは、明らかな知的障がいではないが、状況によっては支援が必要とされ、通常の教室に5人いるとされています。学校の教師などには障がいとして気づかれにくく、支援対象になりにくい厄介さがあります。

これは、ケーキの切れない非行少年たちという立命館大学総合心理学部の宮口先生の著書から取っているんですけど、実際先生の言っていることが聞き取れない、理解できないのに、また先生の何か言われるのが嫌で分かったふりをしてしまう。また、そのために周りからあの子はふざけている、やる気がない、うそをつくと誤解されてしまうというふうで、また見る力が弱い、文字や行の読み飛ばしが多い、漢字が覚えられない、黒板が写せない、先生が次々に書いていくと、どこを追加しているのか分からないといった学習面の弱さが生じるだけでなく、周囲の状況や空気を適切に読めないため、自分はみんなから避けられている、自分だけ損している、被害感や不公平感を募らせているという、著書からの引用なんですけど、こういう子が現実におります。

実際問題、人口の14%、1,700万人、7人に1人、35人クラス学級でいうと5人、これが現実のデータだと思っています。要するに、境界知能というのは、知的障がい、発達障がいとは診断されないで、教育、福祉の支援につながらず、社会的孤立、経済的困窮に陥るケースが認められます。学習面においては、境界知能の子どもたちは、同じ年齢の子どもの8割程度の知能と考えられているため、小学校高学年のクラスに中学年の子どもが混ざっているようなイメージです。境界知能の子どもは見る力、聞く力、見えないものを想像する力といった認知機能に弱さを抱えるということが多いと思っております。

このような状況がございまして、ぜひとも、第3つ目の質問になりますが、境界知能の子どもに対する教育はされていますか、よろしく願いいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

本市の境界知能の子どもに対する教育についてお答えします。

人間の能力は多種多様で、複雑で、一概に数字で示すことができるものではありません。一般的に発達障がい児は、ある分野の能力には課題が見られる一方で、別の分野では平均以上の高い能力

を持つアンバランスさによって日常生活に支障を来している子を意味します。

一方で、知的機能に障がいがあるため、知的発達全般が緩やかで、またある時期で障がい滞ってしまう子もおり、知的障がい児と言われます。知的障がいを伴う発達障がい児も一定数おり、発達検査の数値だけで単純に線引きができるものではありません。境界知能の子どもたちは、その名が示すとおり、知的機能に若干の課題を抱えている子どもを意味し、本市では3%ほどの児童・生徒がそこに該当すると思われ、その大半が通常学級に在籍しています。さらに、そのほか、読み書き障がい、ディスレクシアなど困り感を持っている子どもたちもたくさんいます。

本人は、周りの子と同じようにできていることもたくさんあるので、本人が本当は困っていてもそれが見過ごされてしまうことも多くあります。本市では、障がいや特性を持った子どもたちを含めて、一人一人の子どもに応じたきめ細やかな支援体制を整えて教育活動を展開しています。

それを支える一つが教育相談員、生活支援員など担任以外の教育サポーターの存在です。現在、小・中学校で41人の教育相談・生活支援員が配置されています。各学校では、特別支援学級や通常学級など子どもの実態に応じてありとあらゆる場面で管理職や学年主任、学級担任等と連携して指導、援助し、子どもの成長の一助となっています。

また、気になる児童・生徒がいた場合には、管理職や教育委員会と情報共有し、中央子どもセンターなど外部の機関と連携することによってチームとして子の対応に当たっています。さらに、通常学級で学びながら週に1回から2回、通級指導教室に通い、場面に応じた伝え方をロールプレイで学んだり、苦手な言葉を話しやすくするための練習などをして、自分の特性を理解し、苦手、不得意な分野を克服して主体的に取り組む力を身につける指導も行っています。

大切なことは、なかなか周りに気づかれにくい境界知能の子どもたちが、学習面や生活面で具体的に困る場面に遭遇したときに、機を逃さず大人がそれに気づき、本人の困り感を解消するための手だてを講じたり、適切な学びの場を選択したりすることです。今ある体制を十分に生かし、たとえば知的機能に課題があったとしても、自分の心身をコントロールする力や最後までやり抜く力、人とコミュニケーションを取る力などの非認知能力を向上させることで、自信を持って主体的に自分の人生を切り開いていける子どもにしたいと考えます。誰一人取り残さない本県の教育を実現してまいります。

#### [4番議員挙手]

#### ○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

#### ○4番（飯尾龍也君）

本県市は、やっぱり一人一人の生徒、児童に寄り添っているという思いが非常に伝わりました。ありがとうございます。

私は、ここで1つ提案なんですけど、先ほど言いました立命館大学の宮口先生が行っているコグトレというのがございます。これはコグニッショントレーニング、認知機能トレーニングなんですけど、これは子どもたちのやる気を出させて、20分までしかやらない、もう嫌と言ったらやらない、



それ以上は続けないという形でいろんなトレーニングがございまして、それをぜひとも取り入れてもらいたいなという思いがある。

というのは、これはもう実績が出ているんですよ。大阪の和泉市の小学校で行われていて、もう6年ぐらいになるんですけど、先般もテレビでもやっています、今いろんなマスメディアで出ていますが、ぜひこれは身体的不器用さの改善は認知作業トレーニング、学習面の基礎学力の土台づくりは認知機能強化トレーニング、社会面、対人スキルの向上は認知ソーシャルトレーニングという形で、認知機能トレーニングをしていくものでございまして。これは、注意というのは数えることでまずやって、記憶というのは覚える、言語理解は写す、知覚、推論、判断力、5つの認知機能は数える、覚える、写す、見つける、想像するという形でいろんなトレーニングをして、非常に子どもの自主性を重んじたトレーニングです。こういうものも一つ一つ、たとえ全部取り入れなくてもよろしいんですけど、ぜひこういういろんなものを入れて、ぜひ子どものために何が最善か、よりモアないいいものをつくっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次は、第2になります、選挙の投票率に移らせていただきます。

私、選挙、皆さんの負託を受けて2年前に当選して、その前は落選しましたが、先般も本巢市になってからの市長選がまず2008年、55.93%で、2009年が市議会議員選挙で70.57%、2013年が63.16%、2017年の市議会が58.67、2020年が、これは補選ですね、30.79で、2021年が52.22で、本年の補選で29.9と、市議選は何とも本当に右肩下がりの投票率の低さです。さすがに50%を行ったり来たりというのは、本当に大丈夫かなという思いがございまして。やっぱりそれだけ身近な市議会選挙でもこれなのに、今後どうしたらいいの、投票率が上がるのかなという思いがつくづく心配しております。

といいますのは、せっかくの投票権を無駄にして渡した権利を放棄するということは非常にもったいないと思っております。というのは、私も投票権を持ってから一回も多分棄権はしておりません。これは、やっぱり私の権利だと思っています。これは、非常に民主主義にとっては非常に大事なものだと思っています。なので、この危機感を覚えて、この選挙の投票率という項目を上げさせていただきます。

そこで、第1番目の本市の選挙の投票率の推移はどのようなものですか、よろしく願いいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

**○総務部長（村澤 勲君）**

本市の投票率の推移につきましてお答えをさせていただきます。

投票率は、選挙の種類等によって差が生じますが、近年の投票率を申し上げますと、令和3年1月執行の県知事選挙は49.3%、令和3年9月執行の市議会議員選挙は52.2%、令和3年10月執行の衆議院議員総選挙は54.0%、令和4年7月執行の参議院議員通常選挙は52.6%、令和5年4月執行

の県議会議員選挙は41.6%、令和5年4月執行の市議会議員補欠選挙は29.9%となっております。

市独自の選挙を除きまして、県内の投票率と比較をいたしますと、県知事選挙では高くなっており、県議会選挙は同水準となっておりますが、その他の選挙については若干低くなっております。また、それぞれの選挙のその前の選挙の投票率と比較いたしますと、県知事選挙や参議院通常選挙は高くなっておりますが、その他の選挙については低くなっている状況でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

やはり低いでしょうね。というのは、選挙によって市民の皆様から負託を受けた議員なり、県会議員なり、市長さんなり、国政の代議士なり、やっぱりそれは政策、施策を市民にとってよりよいものをつくっていくためには非常に大事なんですよ。

というのは、私も同級生等に担がれてやって、現場、こういう議会にいるんですけど、この間も同窓会をやってくれて、その場でやっぱり皆さんの期待にできていないと、何だおまえ、何やっているんだという声も聞かれます。でもやっぱり私としては思いもあり、皆さんの負託に応えられるように頑張っている、どんどん本巢市をよくしていくよという思いで、その同窓会でお話をしました。やはり見る目が厳しいです。同窓会で、同級生は。でも、僕はそれが非常に叱咤激励だと思っております。それをこの市政に反映していきたいと思っております。ぜひともそういう声があるものですから、この投票率によって、やっぱり市民の声が実際に届いて投票率が上がることによって市政がよりよくなるということを実感したいがために、やっぱり投票率を上げていきたいなという思いがございます。そう思いますので、ぜひとも行政として今後、投票率向上に向けた啓蒙促進、効果はございますか、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、投票率向上に向けた啓蒙促進及び効果につきましてお答えをさせていただきます。

本市では、特に投票率が低い傾向にある若年層の投票率向上に向けて啓発活動等を行っており、主立った取組としまして3つの活動を申し上げます。

まず1つ目に、本巢市明るい選挙推進協議会の事業として、市内の小学校6年生から中学校2年生の児童・生徒を対象に、明るい選挙のポスター作品の募集をしております。この事業は、将来の投票率の向上のための取組です。この作品募集を通して、児童・生徒の選挙に対する正しい認識の向上を図るとともに、入賞作品は市のホームページや広報「もとす」へ掲載し、市民全体への選挙啓発にも利用しております。

2つ目に、市内の高校3年生を中心に選挙啓発冊子を配付しております。これは、選挙権を持つ

ことになる18歳を迎える生徒の選挙への関心を向上させるための取組です。新成人向けの啓発冊子を高校3年生へ配付するものですが、対象年齢だけでなく、二十歳を迎える会の出席者などへも配付し、若者の投票促進を図っております。

3つ目に、令和4年度からは岐阜工業高等専門学校において期日前投票所を設けております。ふだんは各庁舎のみに設けられる期日前投票所を、期日前投票期間の3時間を利用し、校内に投票所を設け、学生が投票しやすい環境を整えるとともに、選挙意識の向上を図っております。

若年層以外への取組といたしましては、選挙期間中にショッピングモールにおいて、選挙時以外では市内のイベント会場において啓発物品の配付を行い、投票促進を図っております。また、同報無線やもとメールでも投票を呼びかけているところでございます。

これらの効果についてですが、現在のところ、これら取組と投票率との因果関係を正確に分析する指標はありませんのでお答えすることは困難ですが、引き続きターゲットを明確にした選挙啓発、投票しやすい環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

#### [4番議員挙手]

#### ○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

#### ○4番（飯尾龍也君）

そうですね。様々な施策をやっていただいていると思うんですけど、やっぱり本年度からこども家庭庁ができてこども基本法が制定されました。この第11条に子どもの声を聞く、それを盛り込んだものを規定しております。ぜひこの機会に、こういう子どもの声を施策に取り入れる協議会等をつくっていただいて、この投票率につながるような、もう既にやっていると思いますが、生徒会サミットとか、いろんな協議会をぜひこの子どもの声を吸い上げた協議会、そこから施策をしていくというものをつくっていくと、子どもの声が本市は実現するんだ、やっぱりここの市に住んでいてよかったなという思いになるんじゃないかと僕は思っております。ぜひとも前向きに検討していただきたいと思っております。

続きまして、障がい者が投票する際の細かな配慮はございますか。

#### ○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

#### ○総務部長（村澤 勲君）

それでは、障がい者が投票する際の細かな配慮につきましてお答えをさせていただきます。

まず一般的な制度といたしまして、代理投票・点字投票制度がございます。また、投票所の設備として車椅子用の投票記載台、記載台への照明灯の設置、車椅子の配備、点字による候補者名簿、標準点字盤、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮の用意、スロープの設置、駐車場の確保をしております。

令和5年1月に総務省選挙管理課より、障がいのある方に配慮した選挙事務の事例が示されております。ここには、相手の立場に立って安心感を持たれる対応に努める。困っている方には進んで

声をかけるといった、これまで本市でも行ってきた基本的な考えのほか、障がいごとの対応例も細かく示されておりますので、選挙事務従事者に対して説明会でよく周知し、引き続き障がいがある方に配慮していきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

非常に手厚くしっかりやられているという感じがしております。

しかしながら、私の親は認知症で、今はもう私の顔が認知できません。こうなると本当に車椅子で連れていっても字も書けない。でも、しっかり投票券は来ますので投票。こういうのも非常に難しいなと思っております。どうやって対応したらよいか。そこまでの代理では無理なのかなという思いもありますし、そこら辺の規定が今現状は難しいんですかね。再質問になりますけど。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問について、村澤総務部長に答弁をお願いします。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほども国のほうのこの事例集、こちらにも認知症の方に対する対応例というのがございます。少しお話をさせていただきますと、説明をお話しする際には複数で取り囲まず、できるだけ1人だけ声をかけますですとか、あと短い文章で説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応するようにするですとか、あと繰り返し同じ話をされる方でも、話を途中で止めずに対応します。ゆっくり急がせないように対応しますみたいな、こういった具体的な事例もございますので、実際に今もこのような対応をしておるといところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

2025年には、5.4人に1人が認知症患者、65歳以上になるんですけど、本市の場合、高齢化率が31%で計算しますと1,833人、このうちの多分数百人程度は多分字がもう書けないし、多分認識できないような方たちじゃないかなという思いがあります。というのも、私もこれでもう8年になりますけど、まだ2年前の私の選挙のときは連れていって飯尾と、名前が書けるかどうか、自分の名前を書きそうになるとちょっと止める感じでやっていた感じなもんですから、それができないという思いがありますので、非常に認知症の患者にとって投票行動というのは非常に難しいなという思いがあるんです。ぜひこういうこともいろんな事例を取り入れて丁寧な対応をしていただきたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、5番 片岡孝一君の発言を許します。

片岡君。

○5番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って、一問一答方式で、大きく分けて3つの一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問をさせていただきます。

現在使用されていない土地の有効的な利活用について。

本巢市は、農地が多い中、稲やタマネギ、イチゴ、トマトなどの野菜や柿、梨など、担い手の方々が頑張って農地を守っておられますが、現状として草だらけの農地が年々少しずつですが増えつつあります。地域の方々からも、子どもたちや年配の方々が道路を行ったり来たりするのに、道路に草が倒れていて草をよけて歩くためには道路際に出ないといけなくて歩きづらいです。市民の安全のためにも、あの草だらけの空き地を市で何とかできないですかと言われたことがあり、すぐに産業建設部長に相談したら即対応してくださり、市民の方々が本当に喜んでくださいました。本当にありがとうございました。

今回、最初の一般質問として、本巢市の市民のためにも、農地や空き地を有効活用するために、1項目め、農業に対する耕作放棄地の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

耕作放棄地に対する取組については、市農業委員会における遊休農地、いわゆる耕作されていない土地に対する取組としまして、農地法第30条に基づく農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生源防止及び解消、違反転用の防止や早期発見を目的とする市内全農地を対象とした毎年1回の利用状況調査、農地パトロールを実施しております。

この農地パトロールにより、過去1年以上にわたって耕作されておらず、今後も維持管理や耕作される見込みがない農地、周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地を遊休農地と判断し、農地法第32条に基づいて、遊休農地所有者等に対し、農業上の利用の意向について調査を行っております。

この利用意向調査により、所有者等に農地の貸付意向がある場合には、農地中間管理事業を利用するよう勧告し、農地の適正利用や集積・集約を進めております。今後におきましても、市農業委員会の農地パトロール及び利用意向調査の活動により、農地が適正に、また効率的に利用されるよう努めてまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

**○5番（片岡孝一君）**

耕作放棄地を管理するために、利用状況調査、農地パトロール、本当にありがとうございます。

2項目め、企業誘致の現状と今後の予定と対応は、御見解をお願いいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

**○産業建設部長（高木孝人君）**

それでは、お答えします。

本市の企業誘致の現状としましては、工業地域におきまして新たな工場等を建築し、操業を始めた企業と別の既に操業されている企業の2社が工場の増設を予定されており、市では、この2社と工場建設に伴う覚書を締結し、オーダーメイド型による企業用地造成事業を実施しているところでございます。

また、都市計画道路長良糸貫線沿線などの市内8か所を工場適地候補地として選定しており、このうち令和元年12月に開通した東海環状自動車道大野・神戸インターチェンジに近い真正地域の温井地区から浅木地区にかけての工場適地候補地と、その周辺の産業誘導地区におきまして、特に交通の利便性が高い地区として企業誘致を推進してまいりました。現在、東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジや都市計画道路長良糸貫線の整備が進められており、今後、糸貫地域の工場適地候補地につきましても、交通の利便性が高い地区として企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

企業から進出の希望がございましたら、具体的な場所や希望の面積等をお聞きし、希望場所の付近に使用されていない土地がある場合には、これを活用できないか調整した上で、必要に応じて希望場所の地権者にアンケートを実施し、その結果から希望区域内で企業が想定する工場等を整備することが可能であるか確認し、その後、当該企業と協議しながら誘致を進めてまいります。

〔5番議員挙手〕

**○議長（大西徳三郎君）**

片岡孝一君。

**○5番（片岡孝一君）**

ありがとうございました。

本巣市第2次総合計画に、資源を生かして活力を創造するまちと掲載されておりますが、生きるためにも農作物をつくることは最も大切であり、企業誘致をすることで本巣市に就職場所をつくることができ、他市町村に移動しなくても本巣市で生活できるので、これからも市民の安全・安心のためにもよろしくをお願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきますが、子どもたちと親たちと地域の人たちとの交流について。

コロナが落ち着き、今年から各地域でラジオ体操が行われ、以前よりも回数は少なかったですが、

ラジオ体操に地域の人たちと一緒に参加することができて、子どもたちや地域の人たちと挨拶運動ができ、地域交流が再開でき、子どもたちのためにも地域の活性化のためにもラジオ体操が再開できて本当によかったと思いました。

1 項目め、近年コロナによって地域交流が少なくなる中、親が子どもたちをスポーツ少年団に送り迎えするのが大変だと思い、子どもたちがスポーツ少年団に入れない人が多くなり、スポーツ少年団の人数が減っているのが現状ですが、スポーツ少年団の魅力を高める本巢市の取組や御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

スポーツ少年団の魅力を高める取組についてお答えします。

スポーツは、人生で学ぶべき全てのことを学ぶと言っても過言ではありません。努力すれば伸びること、目標を持って挑むこと、自分で決めてやり抜くこと、仲間を思いやり、支え合うこと、ルールを守ること、さらには努力は報われないこともあること、負けることを受け入れること、つらくてもまた前を向いて歩み出すことなど、スポーツで身につけたことは必ず将来にも生きて働く大切なものばかりです。

日本スポーツ少年団においても、スポーツを通して健康な体と心を養うこと、スポーツの喜びを学び、友情と協力することなどを目的としており、スポーツ少年団で活動することでこれからの人生において大切となる基礎基本を学ぶことができ、非常に有意義な活動と捉えています。

しかしながら、子どもの人数の減少、家庭環境の変化などに加え、ここ数年、新型コロナウイルスの影響も重なり、全国的にスポーツ少年団の加入率が減少しております。本巢市のスポーツ少年団の加入状況は、令和3年度が17.9%、令和4年度が16.6%、令和5年度は16.4%であり、加入率も本巢市においても少しずつ減少している状況です。

しかしながら、全国の加入率は7.8%となっており、それに比べると非常に高い状況であり、本市は多くの子どもたちがスポーツのよさを味わっていると言えます。このような状況の中、本市においては、少しでもスポーツ少年団の魅力を発信するために、地元ケーブルテレビとコラボし、PR動画を作成し放映したり、各団の体験入団の機会の取組を支援したりしています。さらに、毎年団員募集を1冊にまとめ、新年度を迎えるときに幼児園年長児から小学校6年生までに配付をしています。スポーツ少年団とも連携しながら、その魅力を発信しています。

また、少年団活動そのものが子どもにとって魅力あふれるものであることも必要です。団の活動が本当に楽しい、あの団に入ると子どもが伸び伸びと育つと言われる団になるよう、教育委員会として指導者研修や団視察を実施し、指導者の資質や団の活動の質の向上を図っています。

今後も少年団の魅力を高めてまいります。これからの時代は、スポーツ少年団という形だけではなく、体操や水泳、空手、さらには昨今のBMXなど、スポーツ少年団にはないスポーツに自分

から挑戦することや、スポーツだけではなく、文化系のクラブ等に挑戦することも意義あることで、自分の特性や個性を伸ばすことこそが重要です。

本巢市は、自分で考え判断し、選択する力を身につけた子どもの育成を目指しています。与えられるがまま、言われるがままに行動するのではなく、子どもたちが自分の持ち味や興味あることに挑戦して自分らしく、自分のよさを伸ばすことを大切にしていきます。スポーツ少年団活動を応援しつつ、自己選択、自己決定を繰り返し、自分の幸せな人生をつくり上げていけるよう、たくましく生き抜く力の育成に全力を尽くしてまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

本当に本巢市のスポーツ少年団の人数が全国よりも倍近く多いというのは、本当にありがたいなと。本当にどンドンどンドン昔に比べると本当に減少していく中で、本巢市は本当にまだまだ皆さんの御協力のおかげで、減ってはいるけれども、全国よりも本当に倍近いというのは本当にありがたいなと思いました。

実は私も4人の子どもたちに付き添ってスポーツ少年団の剣道部に送り迎えをする中で、親たちが子どもたちのためにいろいろ話し合っ、親たちも子どもたちと一緒に剣道をするということで、いろいろ剣道の受け身をしたりとか、一緒に剣道をやっていたんですけども、そのことを通して親同士の交流をしたり、剣道を通して子どもたちと交流ができて本当によかったと思っております。これからも子どもたちのために親たちの交流を深め、本巢市の未来のためにもスポーツ少年団の魅力を高める取組を今後もまたよろしく願いいたします。

2項目め、本巢市には多くの伝統文化があります。本巢市根尾能郷の白山神社で行われている国の重要無形民俗文化財に指定され、能郷の能・狂言や本巢市指定無形民俗文化財、徳山神社の元服式や岐阜県指定の長屋神社の祭礼行事、馬駆け祭りや国指定の重要無形民俗文化財に指定されている真桑人形浄瑠璃等、本巢市には様々な伝統文化がありますが、本巢市の伝統文化を子どもたちが引き継ぐための教育委員会の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市の伝統文化を子どもたちが引き継ぐための教育委員会の取組についてお答えします。

国指定、県指定、市指定の文化財が数多くある本巢市は、市民憲章に示すが如く、まさに文化の薫るまちです。市内にある伝統芸能と言われる民俗文化財は、国指定重要無形文化財として、能郷の能・狂言、真桑人形浄瑠璃、国指定、重要有形民俗文化財として真桑の人形舞台があります。さらに、県指定、重要無形民俗文化財として、樽見の十一日祭り、長屋神社の祭礼行事があり、年間



を通して市内各所で神事や踊り、伝統芸能の公演等が行われています。どれも長い歴史があり、地域の方々が脈々とその伝統を受け継いでいます。

その民俗文化財を保存・継承するために、市内には12の保存会があり、大切に継承されています。ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響で公演の中止や縮小がされてきましたが、昨年度からは少しずつ公演や神事が行われるようになってきました。どの保存会も後継者不足が問題となっているのが現状ですが、伝統文化を引き継いでいく希望の光は幾つか見られます。

例えば、能郷の能・狂言では、中学生のときに能を舞い、今後私は伝統文化を守るために戻ってきますと作文を書いた住井君という子がいるんですけど、その住井君は、今県外の大学院生となっているんですけども、今年も公演のために地元に戻ってきて能を演じています。

また、能郷出身で岐阜市内在住の親子が能郷に通って練習し、堂々と狂言を演じておりました。この親子、そしてこの子は、今後も能郷の能・狂言を引き継いでいきますと力強く語ってくれています。

さらに、8月に行われた長屋神社の祭礼では、みこしの担ぎ手として近隣の高校生や大学生が力を貸してくれています。

先ほどの能郷の能・狂言の公演時には、地元根尾学園の児童・生徒がふるさと学習の一環として参加し、能・狂言という文化に浸っています。真桑文楽では、真正中学校の文楽同好会の活動が30年以上続いており、またさらには真桑小学校では、クラブ活動でその文化を継承しています。昨年度、弾正小学校も総合的な学習で真桑文楽を取り入れ始め、本郷にある文楽の舞台や人形の見学に訪れています。その地域で継承されていた文化が、市内小・中学生などが親しみ、学ぶ文化へと発展してきています。

伝統は改革の連続です。そのときそのときの課題を見据えて、伝統文化の本質を見失わず、その在り方に変化が必要です。これらの伝統文化が一部の地域だけで継承されるのではなく、本巣市全体の伝統文化となっていく取組が今必要であると考えます。今後も、各保存会と連携して、伝統文化を広く引き継いでいく方を募り、文化の薫るまちづくりをさらに推進してまいります。

[5番議員挙手]

**○議長（大西徳三郎君）**

片岡孝一君。

**○5番（片岡孝一君）**

本当にありがとうございます。

小学校や中学校、本当にそういう中で子どもたちが地域の伝統文化の大切さ、ありがたさを知り、本当にこの地域に戻ってきたいという思いがまたすごく感じられて、本当にすごく感動しました。これからも、地域の人たちと親と子どもたちが一緒になって交流することで、本当に地域の人たちと交流すると地域の人たちも、この子はどこの子かと分かってくれるし、子どもたちを一緒に守ることができますので、また地域の活性化につながりますので、これからもよろしく願いいたします。

3つ目の質問をさせていただきますが、多文化共生の地域づくりについて。

近年、全国的にも在留外国人が増えていく中、日本の文化と祖国の言語や文化の違いがあり、様々な悩みを抱えている外国人が多いことが問題になっています。今回、全国市町村国際文化研究所で行われた多文化共生の地域づくりコース5日間の研修に参加させていただき、全国から市議会議員をはじめ、県や市の国際交流協会や国際交流センター、多文化共生相談員の方々と一緒に勉強しながら意見交換ができ、本当に勉強になりました。

1項目め、多文化共生のまちづくりをするための本巢市の取組は、御見解をお願いいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を林企画部長に求めます。

林部長。

**○企画部長（林 玲一君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、本市に居住する外国人の状況でございますが、令和5年8月31日現在で767人が在住し、人口に占める割合は2.3%となっております。国籍別に見ますと、中国が220人で最も多く、次いでベトナムが165人、インドネシアが113人、フィリピンが87人となっております。以下、ミャンマー、ネパール、ブラジルと続き、その数は年々増加傾向にあります。

こうした市内に在住の外国人に対する本市の取組といたしましては、令和2年度に市の公式ホームページをリニューアルした際、英語、中国語、韓国語の3か国語の翻訳サービスの運用を開始し、緊急時のお知らせや本市で生活するための情報を分かりやすく速やかに提供しておるところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行時には、市内で多くの外国人を雇用している企業に対しまして、新型コロナウイルス感染症に関する外国語の注意喚起チラシを配付し、外国人の感染症拡大防止の徹底を図っていただいたところでございます。このほかにも、外国人からの生活に関する相談に多言語に対応し、適切な情報提供及び関係機関への取次ぎをワンストップで行う岐阜県在住外国人相談センターを市ホームページを通して多言語により情報提供しているところでもあります。

このように、外国人が本市で安全かつ安心して暮らせるよう、多言語により様々な情報を提供しているところではありますが、本市に在住の外国人の多くは市内の製造業に勤められておられて、多くの外国人を雇用されている企業におかれましては、通訳の設置や日本語講習会の開催など企業独自で様々な対応をされているとお聞きしております。

今後につきましては、こうした企業から外国人の生活や雇用等に関する要望をお聞きするなど、本市でお住まいの外国人が地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

**○議長（大西徳三郎君）**

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

実は、私の家の近くに日本語学校があり、外国の方が自転車で私の家の前を通過されておられますが、毎年外国人が増えていく中、同じ本巣市民として御理解、御協力くださり、そうやっているんな対応をしてくださり、本当にありがとうございます。

2項目め、その中で、高齢者の外国人が増えていく中、市の福祉対策に関わる現状と課題、今後の対応は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

近年、在留外国人が増え続けている中、日本人同様に在留外国人の高齢化が進展する状況となっておりますが、令和5年8月31日現在、市内には767人の在留外国人が居住し、そのうち約2.5%の19人が65歳以上の高齢者となっている状況でございます。

今のところ本市の在留外国人のみに対する福祉政策はございませんが、今後、在留外国人の高齢化の進展に伴い、十分な日本語の理解力がないことによる介護保険、また認知症施策等の福祉サービスを受けることができないなどの課題が想定されます。そのため、多文化共生の課題の一つでもありますコミュニケーション支援など、在留外国人の高齢者が生活に必要な情報を得られやすく、困ったときに相談ができる体制など、安心して生活ができる環境整備を進めることが重要であることから、今後国や県、近隣自治体の動向を注視するなど、必要に応じて在留外国人の高齢者に対する支援策などを検討してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございます。

外国人も日本人と同じように対応してくださり、本当にありがとうございます。

災害時のとき、日本人も大変ですが、外国人は日本語や日本の習慣が100%分かる状態でありませんので、もっと頭が回らなくなると思いますので、今後も外国人への支援をまたよろしく願いいたします。

3項目め、市内に移住する幼稚園、小学校、中学校の外国人の児童・生徒等の今後の対応に係る教育の現状と課題は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市の幼稚園、小学校、中学校の外国人児童・生徒の教育についてお答えします。

外国人の子どもたちが日本で安心して暮らせ、それぞれの能力を伸ばし、未来を切り開いていくことができるようにすることは、国際人権規約に基づく権利でもあり、本市といたしましても、誰一人取り残さないという発想に立ち、その環境を提供していきたいと考えております。

本巢市における外国人幼児、児童・生徒は増加傾向にあり、現在では幼稚園、小・中学校合わせて37人在籍し、そのうち日本語指導が必要な児童・生徒が16人おります。母国語としている言語は、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語です。それぞれの日本語の習得状況も様々であるため、個に応じた支援が必要となります。現在、幼稚園においては中国語とタガログ語の市費指導員2名が、小・中学校においては、市費の中国語特認指導員2名と、県教育委員会に申請し派遣される中国語、タガログ語、ポルトガル語の県の指導員3名の合計5名、子どもの実情に合わせながら教科書や教師の発問を翻訳するなどの学習支援を行っています。こうした指導員が子どもたちと母国語を通じて意思疎通できることは、日本の生活に不安を抱いている子どもたちの情緒の安定という面でも非常に大きな意味を持っています。指導員のおかげで、どの子も安心して生活できており、心からの笑顔が見られます。

また、子どもたちと同様に重要な支援が保護者とのつながりです。子どもは毎日、学校生活の中で日本語や日本の文化、生活習慣を柔軟に身につけることが多いですが、保護者はなかなか難しい状況にあります。母国語で子どもの様子を伝えたり、困っていることを聞いたりして保護者に安心していただくためにも、指導員が心を通わせて対話することが必要であり、その役割を担っています。

しかし、毎日こうした指導員が配置できているわけではないため、不在時には自動翻訳機等で対応せざるを得ず、意思疎通がうまくできないという課題もあります。さらに、市にも県にもその母国語の指導者がいない対応という課題もあり、先日も日本語が全く話せないボリビアからの編入で、急遽スバル学院の先生に依頼し、スペイン語で学校生活や食事などについて何とか打合せをしていただき、できる限りの対策を打っているところです。

また、学校生活にとどまらず、中学校卒業後の進学についても特に配慮しています。これまでも本人の意向を十分に把握した上で進路指導を行っており、県立高校への進学も多く見られます。卒業生の中には、後に岐阜県の教員として採用され活躍している青年もいます。今後も、本巢市の児童・生徒が国籍に関わらず、将来に向けて夢や志を持ち、それを実現するためのキャリア教育の充実と、外国人生徒に対し、その夢の前に立ちほだかる言語や文化の違いという壁を乗り越えるための支援を行ってまいります。

また、本巢市の子どもたちにとっては、多文化共生の意味からも彼らの存在は非常に大きいものです。彼らと学ぶことを通して、他国や多文化の理解、交流を進め、お互いのコミュニケーション能力や言語力にも結びつけていきたいと考えております。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○5 番（片岡孝一君）

本当にありがとうございます。

私も小学校とか中学校とか行っている中で、日本語ができない親も結構おられて、学校で一対一とか、子どもを含めて話して相談に乗ってくださる相談員の方を準備してくださっているのが、本当にその中で通訳の方を先ほど言われた語学院の方とか、来ていただいて交流をそうやってしてくださることが本当にありがたいなということを本当につくづく感じさせられました。

今回、先ほど言いましたけれども、多文化共生の地域づくりの研修会に参加させていただく中で、本当に皆さんが言っていたことが、やはり自分の習慣や自分の考え方で、自分の目線で生活や相手の人と話すんじゃなくて、相手の目線で相手の立場に立って会話することの大切さということ、皆さん本当に喜んで、そういう見方を相手の目線に立って考えないといけないなということは本当に皆さんも言っておられましたので、これからもまたよろしくお願ひしたいなということを思います。

外国人も同じ人間として、同じ本巣市民として、学校と家庭と地域と連携を取りながら、子どもたちの健全な育成のために、本巣市の未来のためにも、今後もよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。ちょっと時間が長くなりましたので、35分まで休憩をいたします。10時35分まで休憩します。

午前10時21分 休憩

---

午前10時35分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、6 番 高橋時男君の発言を許します。

高橋君。

○6 番（高橋時男君）

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

今日も、登壇時間が読めない中を、地元の応援団の方々に来ていただいております。期待に応えられるよう頑張って質問させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

1 つ目の質問は、上水道事業の現状と課題についてお伺いをいたします。

1 つは、水道検針員について。もう一つは、現在使用されていない中継池、配水池の旧施設についてであります。

初めに、水道検針員についての質問からさせていただきます。

以前から気になっておりましたが、本市の上水道ホームページには、常に水道検針員の募集の掲載がされています。また、市の広報紙でも度々水道検針員の募集がされており、直近では8月の市広報紙にも掲載されていました。また、8月31日、本市メール配信システムにおいても、水道検針員募集の案内が配信されています。また、同じようなタイミングで現在水道検針員をされている私の知り合いの方から、仕事を辞めようかどうしようか迷っているとの相談を受けたことから、今回水道検針員についての質問をさせていただくこととしました。

それでは、早速ですが、1点目の質問をさせていただきます。

水道検針員についての現状、業務内容、検針区域と件数、現在人員、委託料、委託期間等と課題について伺いをいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

**○上下水道部長（谷口博文君）**

それでは、検針員の現状と課題についてお答えします。

検針員につきましては、1年間の委託契約を結んでおり、委託料は検針エリア内での移動距離を考慮して、真正、糸貫、本巢南部地域では1件当たり税別で74円、本巢北部地域では100円、根尾地域では120円とし、検針件数を乗じた金額を支払っております。

検針の業務内容につきましては、2か月に1度、市内の約1万1,000件の給水家庭等に設置されている量水器、メーターでございますが、こちらの使用数量を読み取り、端末に入力していただいているほか、水道に関する市からのお知らせ文書の配付や漏水の疑いがある場合の通知業務などがございます。

課題といたしましては、現在、市内の水道給水区域内を23の検針エリアに分けて検針業務を実施しておりますが、検針員において令和4年度から延べ8名の契約解除があり、その後新たに契約された方も見えましたが、すぐに契約解除される方も見え、現在は検針エリアに対して、検針員2名が不足する状態となっております。不足する検針エリアにつきましては、他のエリアの検針員の一部を追加で担当していただき、残りのエリアにつきましては、職員が通常業務を割いて1週間程度かけ交代で検針業務を実施している状況でございます。

また、今年度、検針員を対象にアンケートを実施したところ、2か月に1度の業務であり、天候にも左右される中、短期間で実施しなければならないこと、検針機器の操作方法に不安を感じる、大型メーターの場合、蓋の開閉が重く大変、メーターが狭小部に設置してあり検針しづらい等、悪条件な業務内容についての意見もありました。現在の検針員の平均年齢は52歳であります。70歳を超える方にもお願いをしていることから、今後の人員確保について心配な状況となっております。

〔6番議員挙手〕

**○議長（大西徳三郎君）**

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

本市においては、個人に個別に委託しているということ、令和4年度から8名もの契約解除があったこと、現状2名の検針員が不足している状況にあること、また、現在検針員をされている方の中には70歳を超えられる方もおられるということで、今後も人員の確保については大変不安定な状況にあるということが分かりました。

いずれにいたしましても、検針が偶数月の年6回の実施であること、またガソリン代が高騰している中において、移動手段の交通費を含んで税別1件当たり74円から120円の委託料であること等を鑑みますと、時間給1,000円の時代においては、人員を確保することはなかなか難しいのかなと思います。現在、募集をされておられます真正地域の一部を例に取ってみますと、検針区域は約440件、委託料が1件につき74円ですので、お金に換算しますと、税別で3万2,560円にしかならず、しかもこの金額は隔月にしかもらえません。

先ほどの答弁で、現在1つのエリアについては、担当部署の職員の方が通常業務を割いて1週間程度をかけて交代で検針をされているという話がありましたが、人員の募集については相手があることですので、現状においては、あらゆる手段を使って広く募集を募り、とにかく応募を待つしかないのかなと思います。

ここで2点目の質問をさせていただきます。

他市町の水道検針員についての状況についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

水道検針について、他市町の状況についてお答えします。

検針業務につきまして、県内の全市町に調査を行ったところ、34市町から回答があり、検針業務はどのように行っていますかの問いに対し、岐阜市をはじめとする23市町は料金徴収、水道の諸手続を含めた一括委託、もしくは一部委託を実施しており、回答のあった市町の約7割が外部への委託を実施している状況でございます。

一方、本市と同様に、個人に個別に委託しているという回答があった市町は11市町でございました。11市町の課題としては、検針員の高齢化、急な体調不良等による緊急対応、欠員時の新たな人員確保が困難であるなど、本市と同様の課題を抱えている回答があり、今後は外部委託も検討しているといった意見もありました。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

34市町のうち、約7割に当たる23市町が既に料金徴収、水道の諸手続を含めた一括委託、もしくは一部委託を実施しているということ、また本市と同様の個人に個別に委託している残りの11市町については、本市と共通した悩み、課題があるということも確認できました。

次に3点目の質問をさせていただきます。

現在、検針員が確保できず、職員の方が通常業務を割いて検針業務を行っているということ、また今後、高齢化等により人員不足の発生が懸念されることを鑑みますと、私は外注、アウトソーシングの導入を検討すべき時期に来ているのではないかと考えますが、この点についてどのような考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

アウトソーシング導入の検討についてお答えします。

アウトソーシング導入につきましては、現在職員により検針業務を行うことで通常業務に支障を来している現状や、今後も高齢化等に伴う人員不足が予想される中、先ほど申し上げましたように、人員確保が困難となっている状況でございますので、アウトソーシングを実施している他の市町を参考に、どこまでの業務を委託するのが効率的であるか、費用対効果も考慮しながら検討していきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

ここで、再質問をさせていただきます。

仮に外部委託をする場合、当然その内容によって委託料は異なってくると思いますが、例えば、検針業務だけを委託する場合にはどれぐらいのコストがかかってくるのか、分かる範囲内で結構ですので教えていただけますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を谷口部長に求めます。

谷口君。

○上下水道部長（谷口博文君）

それでは、お答えします。

現在の検針業務に関わる年間経費につきましては、検針員の委託料及び保険料で約600万円ほど



の金額を支出しております。一方、アウトソーシングを導入した場合の負担額につきましては、委託する業務内容にもよりますが、仮に現在苦慮している検針業務について委託する場合、年間で約800万円程度の負担が増える見込みとなっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

年間で800万円程度の負担増ということですが、この金額が高いと見るのか、安いと見るのかということですが、私は水道検針業務については近い将来、通信機能を備えた水道メーター、現地を訪問しなくても離れた場所から検針データを得ることができるスマート水道メーターの時代が間違いなく到来すると思っています。先ほども申しましたが、私は水道検針業務については、外注、アウトソーシング導入を検討すべき時期に来ているのではないかと考えます。800万円という費用がかさんでも、少数精鋭の職員を本来の業務、コア業務に注力していただくためにも、今後アウトソーシング導入を前提に、積極的に検討していただきますことをお願いいたしまして、次の使用されていない中継池、配水池の旧施設についての質問に移らせていただきます。

現在使用されていない中継池、配水池の旧施設については、過去の議会全員協議会において担当部より説明があったと記憶しておりますが、私自身、恥ずかしながらこの旧施設については、議員にさせていただき初めてその存在を知りました。

現在使用されていない施設ということで、何もしないならしないで過ぎていくのかなと思いますけれども、私は今回あえてこの件を取り上げ、広く市民の皆様に周知、認識していただきたいの思いから改めて質問をさせていただきます。

早速ですが、4点目の質問です。

本市には、現在使用していない中継池、配水池等旧施設がどこにどれだけの数あるのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

中継池、配水池等、旧施設がある場所とその数についてお答えします。

中継池と配水池などの廃止した水道施設につきましては、根尾地域では旧神所簡水及び旧高尾簡水の取水口の2か所、本巣地域では、旧日当簡水の配水池及び浄水場、旧金原簡水の配水池及び浄水場、旧川内簡水の配水池、旧神海簡水の浄水場、旧木知原簡水の中継池及び長谷配水池、旧本巣簡水の山口配水池、旧文殊簡水の中継ポンプ場の10か所があり、合計で12か所でございます。

これらの施設の多くは、平成27年度までの上水道と簡易水道を事業統合した際に利用されなくな

った施設で、全て簡易水道事業で布設して使用していた施設であり、大半の施設が山の中に設置してあるものでございます。

[6番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

旧施設が市内に12か所あるということ、また施設の中には旧金原簡水の配水池及び浄水場のように、近くに民家があって人や車両の往来が多い国道157号線沿いに面した山の斜面に設置されていると、そんなところにもあるということが分かりました。

次に、5点目の質問をさせていただきます。

旧施設の設置場所について、現在どれだけの賃借料を支払っているのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

賃借料の支払い状況についてお答えします。

利用しなくなった旧施設につきましては、12か所のうち7か所が個人の所有地で、山の中に設置してあり、以前に簡易水道施設として利用していた浄水池や配水池などのコンクリート構造物、施設を結ぶ配管等が現在も埋設されている状況であることから、過去に締結した賃貸借契約に基づき、借地面積に関わらず、1か所当たり年間1万円の賃借料を支払っている現状でございます。

[6番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

12か所のうち7か所が個人の所有地に設置してあって、借地面積に関わらず、1か所当たり年額1万円の賃借料を支払っているという現状であるということが分かりました。

現在使用されていない中継池、配水池等施設の設置場所については、先ほども申しましたが、人の出入りのない山の中もあれば、旧金原簡水の配水池及び浄水場のよう、人や車両の往来が多い国道157号線に面した場所もあり、またこれらの施設は設置してから相当年数が経過しているのではないかと懸念をいたします。

昨今、線状降水帯による非常に激しい大雨は毎年のように発生し、極端な集中豪雨をもたらし、全国各地で洪水や土砂災害等甚大な災害が発生しています。先週の9月8日にも、台風13号の影響により千葉県、茨城県で線状降水帯が何度も発生し、特に千葉県においては100か所以上で土砂崩

れが発生するなど県内各地で被害が発生し、未曾有の大災害となりました。昨日の一般質問にもありましたが、本市の場合は面積の86%が山で森林です。このようなことを考えますと、私は、特に人や車両が多く行き来する場所にある施設については早期に撤去していくべきではないかと考えます。

ここで6点目の質問をさせていただきます。

中継池、配水池の旧施設については、一日も早く撤去すべきと考えていますが、本市としてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

旧施設の撤去の検討についてお答えします。

現在使用しなくなった旧施設は、先ほど申し上げましたとおり、旧簡易水道事業区域にあり、通常、人の出入りのない山の中にある土地に設置してあります。しかし、一部の施設においては、設置以来50年以上が経過しており、麓で人や車が往来し、近くには民家などがあることから、さらなる老朽化が進むことにより崩壊した場合の危険が懸念される施設もございます。特に、旧金原簡水の配水池につきましては、国道沿いに面した山の急斜面に設置してあり、車両の往来も激しい場所にあるため、車や第三者への安全確保の観点から撤去に向けての検討が必要である施設と考えております。

しかしながら、課題として山頂や急斜面に設置してあることから、撤去作業が困難になることや多額の撤去費用がかかることが考えられます。以上のことから、このような危険を伴う旧水道施設につきましては、今後地権者と撤去に向けての調整を行いながら、撤去費用に係る財源の確保についても検討していきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

ただいまの答弁にもありましたように、施設の撤去については、確かに山頂や急斜面に設置してあることから撤去作業が困難であるということ、また何といたっても多額の撤去費用がかかるという課題がございます。独立採算制が基本原則の水道事業会計ですが、現状は一般会計補助金に頼った運営になっているということ、また今後進むと予想される人口減少などによる給水収益の減少が見込まれている中ではありますが、1つは現在の借地について、放っておけば将来的に代が代わったときに所有者が分からなくなってしまう、また土地の所有者自身、貸主であるという認識がなくなるおそれがあるということ、2つ目には、何度も申し上げておりますが、人や車両が往来し、近く

に民家などがある施設について、土砂災害等有事が発生してからでは取り返しのつかないことになる、この以上2点の理由から、私は一般会計から拠出してでも、施設について危険な場所に優先順位をつけ、危険度の高い施設から順次計画的に撤去していくべきと考えます。ぜひとも早期撤去の実現に向け本格的な検討をお願いいたしまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、農地法の一部改正についてです。

これからの地域農業の在り方に大きく影響する内容が盛り込まれた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されました。主な内容としては、農地法の一部改正が行われ、農地の権利取得時に求められておりました下限面積要件が撤廃されました。下限面積は、農地法に定められた農地を利用する権利を取得する際の許可基準の一つで、権利取得後に最低これだけの面積を耕作しなければならないという基準で、本来5,000平米が下限と定められていましたが、地域の実情に応じて別段の面積を定めることができるとされており、本市においても下限面積の要件は緩和され、地域によって異なっておりました。その一方で、小規模農業を始めたいという新規就農者にとりましては、今まではこの下限面積要件があったために、必要以上に農地を借りるか買うかして取得しなければならず、農業を始めるときの高いハードルとなっていました。今回の改正により、下限面積要件が撤廃されたことで、小さい面積で農業を始めたいという人の思いがかなうことになったのではないかと考えております。

ここで1点目の質問をさせていただきます。

今回の農地法の一部改正内容につきまして、改めてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

農地取得に係る下限面積要件の廃止に関する改正としましては、農業従事者の減少が加速する中、遊休農地を解消し、効率的な農地の展開を支援するため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和4年5月27日に交付され、令和5年4月1日から施行されております。

農地法第3条許可の面積要件が廃止されることとなった背景としましては、全国的に農業者の減少・高齢化が加速する中であって、経営規模の大小に関わらず意欲を持って農業に新規参入する方を地域内外から取り込むことが重要であり、こうした方々の農地等の利用を促進する観点から、このたび改正によって下限面積要件が廃止されたものになります。

なお、農地法第3条許可に必要な面積要件以外の要件については、改正後も維持されております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

今回の農地法の一部改正による農地取得の下限面積の撤廃は、少子高齢化が進行する中、耕作放棄地を解消すべく、様々な人が農地を取得しやすくすることを目的に、農業と他の仕事を組み合わせた、いわゆる半農半Xをはじめ多様な農業経営を目指す幅広い人材の就農を促進するのではないかと大いに期待をされておりますが、その一方で、そもそも下限面積要件は農地を投機目的や資産保有のための取引に規制をかけるためのものであり、農産物の安定生産、食料生産の基盤であります農地を守ることを目的に設定、規定されたものであります。

今回の下限面積が撤廃されたことで、その目的が崩壊するのではないかと懸念していることから、ここで再質問をさせていただきます。

今まで下限面積については、地域の実情に応じて各市町村の農業委員会が緩和してきましたが、今度は逆に下限面積について規制を加えるということができるとお尋ねいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの再質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

**○産業建設部長（高木孝人君）**

それでは、お答えします。

改正前の農地法では、農地を取得する場合の下限面積を原則5,000平方メートルが下限と定めておりましたが、それぞれの農業委員会で地域の実情に合わせて別段の面積を定めることができるとされており、この規定に基づいて、農業委員会では、根尾地域を3,000平方メートル、本巣地域を4,000平方メートル、糸貫・真正地域は法で定める5,000平方メートルを下限面積と定めておりました。また、空き家バンクに登録された空き家の取得と同時に付随する農地を取得する場合においては、本巣都市計画区域の指定区域外の農地は1平方メートル、指定区域内の農地は2,000平方メートルを下限とする農業委員会規定を定めておりましたが、これらの規定につきましては、今回の改正法の施行に合わせて廃止しております。

今回の法改正の趣旨や、法改正前の全国約7割の自治体で下限面積に別段の面積を定めて規制を緩和していたことなどからも鑑みますと、市条例を制定して市独自の面積要件を設けることは難しいと考えております。

〔6番議員挙手〕

**○議長（大西徳三郎君）**

高橋時男君。

**○6番（高橋時男君）**

ありがとうございます。

法律であえて規制しないものを条例や規則においてより厳しくするということが認められていない、いわゆる法の基礎原則だということでしょうか。承知をいたしました。

次に、2点目の質問をさせていただきます。

農地の売買、貸し借りなどの権利を取得するには申請により農業委員会の許可が必要となりますが、法改正後の本年4月以降の3条申請件数、問合せ等の状況についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

下限面積要件が廃止された令和5年4月1日から8月末までに、農地法第3条の許可申請は20件ございました。このうち、下限面積要件の廃止前であれば許可し得なかった内容の申請案件は12件となっております。

下限面積要件の廃止により、これまで農地を取得できなかった方の申請が全体の半数以上を占めており、また申請件数は例年同時期と比較しましても増加している状況でございます。窓口の問合せ件数につきましても増加しており、今後もこの傾向が続くものと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

申請件数の約半数がこれまで農地取得ができなかった方の申請であるということ、また問合せも増えているということで、本改正について市民の関心は高く、今後ますます農業従事者が農地を取得するための門戸は開かれていくのではないかと期待をいたします。

ここで、再質問をさせていただきます。

先ほど1点目の答弁にもありましたが、農地を取得するための要件には、下限面積要件以外にも1つ、全部耕作しなさいという全部耕作要件、2つ、常に農業に従事しなさいという常時従事要件、3つ、地域や組合などと調和してやりなさいという地域調和要件と、下限面積以外にも3つの要件がございます。下限面積がなくなるということは、今まであった4つの要件から、これからは残りの3つの要件でもって法律の目的を遵守していくことになると思うのですが、今後農業委員会の審査が厳しくなるようなことはないのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木部長に求めます。

高木君。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

農地の権利取得時に必要な要件のうち、下限面積以外の要件には変更がないため、農地法の改正後も適用される主な要件により、自己による耕作を目的としない取得とならないよう審査をしてお

ります。特に、資産保有目的や投機目的等で農地を取得しようとしているものと考えられる場合は、許可できない旨を申請者に説明しております。また、新たに就農される方や権利取得時の耕作面積が10アール未満の方には、農地法第3条の許可申請時に転用目的や転売目的による取得でない旨を誓約する誓約書の提出を求めるとともに、営農計画書に耕作計画をしっかりと記入して提出していただき、真に農業を目的として農地を取得する意思があるか、耕作目的による取得であるかについて判断根拠としてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

私は、農地の下限面積要件の撤廃に伴い、今後参入が見込まれる半農半Xと呼ばれる営農形態や農ある暮らしを志す農業者については、従来の農地法においては全く想定していなかった方々であり、これらの方への農地の権利移転の許可の可否を判断する基準としては現状のままでは不十分ではないかと考えています。

恐らくですが、今後は残った3つの要件をさらに細かく見直していくことになるのかなと考えておりますが、そのことによって農業委員会の方々にとって負担増になりはしないか、例えば農地パトロールの回数がやたらと多くなるなどの懸念があり、そうなりますと今後農業委員会の成り手がいなくなるといった問題にも発展しかねないと思いましたが、再質問をさせていただきました。

我が国では、農地法の下で現在大規模農家への農地の集積が進む一方で、農業経営者の高齢化や農家の後継者不足などにより担い手が減少し、またこれに加えて、離農者の増加に伴い耕作放棄地が増加するなど、本市でも同じような問題に直面しておりますが、今後ますます少子化、高齢化、そして人口減少が進むことが予想されております。

ここで3つ目の質問をさせていただきます。

このような状況下の中、今回の下限面積撤廃による法改正に対する本市の今後の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

このたびの改正によりまして、自家消費目的等の小規模な農地であっても、要件を満たすなどすれば農地取得が可能となったことから、半農半Xと呼ばれる農業だけで生計を立てるものではなく、農業以外の別の仕事との両立で生計を立てられるような多様な経営体の農業参入が促進されると考

えております。また、従来の農業と異なる発想を持った効率的な営農や、作物の自動生産等、品質と生産効率を高めた新しい技術での農業参入なども期待されております。

本市といたしましては、これら多様な農業者の新規参入を促進する一方で、今後意欲を持って取り組んでいこうと考えているかなど、農地取得の目的を総合的に勘案して精査し、投機的な農地取得でないことを慎重に見極めるとともに、集落営農や既存の農業経営体が既に農地集積・集約している農地については、その利用集積を阻害しないような農地の適切な保安全管理に努めていく必要があると考えております。

#### [6番議員挙手]

#### ○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

#### ○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

私は、新たな制度の下で農地の健全な維持が図られるのか、また安定した農業生産と継続的な農業経営が実現していけるのか、その動向につきましてははっきり注視してまいりたいと思います。

私も農業従事者の一人ですが、昨今、農業を取り巻く環境は、米価の下落であるとか、あるいは肥料の高騰など大変厳しい状況となっています。農業に魅力を感じてもらえる、農業で食べていける、安心できる仕事として農業を確立していかなければ、実際に農業就農者を増やすこと、農地も農業を守ることも困難です。いかにして農業に魅力ある方を引きつけるか、農業に入っていくやすくするのか、移住・定住につなげていくのか、そして継続させていくのか、そこが一番大きな問題・課題であると考えています。

今回の法改正により、農業従事者が農地を取得するための門戸は相当開かれるのではないかと考えていますが、ここで最後に再質問をさせていただきます。

新たに参入された農業従事者がこれから5年、10年と継続して農業を営むためには、市の施策として一番力を入れて取り組むべきことは何だと考えておられるのかをお尋ねいたします。

#### ○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木部長に求めます。

高木君。

#### ○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

今回の法改正により、多様な経営体の農業参入が促進され、新規就農者が増加すると考えられることから、これらの新規就農者が継続して農業を営むために、認定新規就農者の認定を促進してまいりたいと考えております。

認定新規就農者に対しては、就農初期に必要な機械や施設の導入に係る補助事業である経営発展支援事業や、年間最大150万円を3年間にわたり交付される経営開始基金など様々な支援が受けられ、就農後の農業経営の安定化を図る上で、新規就農者の認定は不可欠であると考えております。



市としましては、これら新規就農者の認定に向けた支援につきまして、県やJAなど関係機関と連携を図り、進めてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございます。

新規就農者の確保は、農村社会を守るためにも大変重要な施策と捉えて、今後様々な支援の拡大を図るとともに、化学肥料や農薬の使用を抑えた環境負荷の軽減に配慮した環境に優しい農業の導入、さらには観光や商業など異業種との連携による6次産業化の推進により、農産物に付加価値を生み出すような農業振興に積極的に取り組んでいただきますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、7番 寺町茂君の発言を許します。

寺町君。

○7番（寺町 茂君）

お許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

今年の夏、非常に暑い夏でありまして、猛暑日、真夏日、熱帯夜等、各地で過去最高の回数であるということがあちこちから報告されています。と同時に、非常に台風が多発しまして、台風による雨雲の発生で各地で豪雨被害が起きております。九州北部とか千葉県、それこそかつては災害は忘れた頃にやってくるというような話でございましたが、災害の痛みが癒えないうちに災害がやってくるというような時代に入りつつあると、そんな思いがしております。一方で、新潟県、山形県の南部などは、逆に雨が降らなくて、農作物に非常に被害が出ていると、このような報告がされております。

さらに、震度4という地震については、過去においては本当に生きている間に何回か経験しなかったような、そんな規模の地震が年間に何回も発生しております。今年5月には石川県の珠洲市、地震が群発してございましたけれども、かなり規模の大きい地震が発生しまして、仮設住宅が何軒か建つというような状況がございまして、一応微力ながら2日間お手伝いに参らせていただいたところでございます。

このように非常に災害の発生頻度が高くなっているということを鑑みて、本市も災害対策について重点を置いて頑張っていけないといけない、そんな思いをしたのと同時に、今回被災地でいろいろな被害に遭われた方にお見舞いを申し上げたいと、冒頭にそんなお見舞いの挨拶をさせていただきます。

続きまして、本題に入らせていただきますが、今年からコロナが5類移行したということで、近所の方が夏休みに家族旅行に行きたいと。高校生もいます。当地で医療に服するようなことがあつ

た場合に、本巢市は御存じのように、この4月から医療費助成が18歳まで拡大されました。それが全国各地全てで行われているかということが分からないので、どうしたらいいんやろうという御相談をいただきました。そのことについて一般質問させていただきたいと思います。

この4月から医療費の補助対象が本市は18歳まで拡大されたと。これは県内においても、前年度までは約半数の自治体だったのに、それに加えて本市、それからまだ幾つかの自治体もございすが、こういった拡充助成をするということになった。これは非常に現在、子育て世代の支援、それから少子高齢化対策というこういった施策についても非常に意味の大きいことだと感じております。

実際に、この4月に導入されて以降、どのような動きにあるのかということを知りたいので、まず1つ目として、導入後新規対象者となった子どもの受診数、それから医療費の増減、こういったものの状況はどうなっているのか。さらに、先ほど旅行先で病気になった場合にどうしたらいいのかというような話がございましたが、そういった16歳以上の方が他市町もしくは県外へ行かれたときに診療された場合の対処はどのように行われるのかということについて、まずお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

導入後の新規対象者となった子どもの受診者数や医療費の増減及び他市町の医療機関の受診対応についてをお答えいたします。

本市の乳幼児等に係る福祉医療助成制度につきましては、さらなる子育て支援の負担軽減、保健の向上と福祉の推進を図るため、令和5年度より助成対象年齢を中学生以下である15歳年度末から高校生世代以下である18歳年度末に拡大したところでございます。拡大した高校生世代に係る実績としましては、令和5年4月診療分から7月診療分までの入院、外来の合計で4,005件、964万489円を助成しております。導入後の医療費の増減につきましては、令和4年度まで入院費の医療費助成のみをしております、昨年度の実績は15件で126万1,611円となっていることから、高校世代の医療費助成につきましては大幅に増加しているというところでございます。これに伴い、子育て世代の負担軽減につながっていると考えております。

また、本市以外の医療機関へ受診した場合の対応でございますが、県内の医療機関では、窓口で福祉医療受給者証を提示いただくことにより、自己負担額の支払いが不要となります。なお、県外での医療機関へ受診された場合は、窓口の自己負担額をお支払いいただき、後日、その領収書を市に申請していただくことにより償還払いで対応しております。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町茂君。

○7番（寺町 茂君）

実情をお伺いしまして、昨年度は受診全般ではないですが15件に対して、今年度、まだ3分の1しかたっておりませんが4,005件で、金額にしたら1,000万円に近い金額がもう既に助成されているというようなお話でございましたので、非常に子育てをされている世帯にとっては有効な助成がされたとそう感じております。

助成をしている自治体としていない自治体がございますので、3分の1期で1,000万円、これ年間を通すと単純に計算すれば3,000万円ぐらいの費用が要ることになります。徐々にこの制度は全国的に広がりつつあるということで、将来的に、昨日も国はたくさん金を持っていると、そんな話がございましたので、ぜひとも国費補助が出されるように行政の尽力のほうもお願いしたいかと、そのように思います。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

医療費関係が18歳まで助成が拡大したというような話の中で、本市が行っております季節性インフルエンザの予防接種、ワクチン接種でございますが、こちらは15歳ということでそのまま現状ということになっております。

医療費が18歳までということになったので、このワクチンについても18歳までの拡大をしてはどうかというようなことを考えるわけですが、市としてのお考えをお伺いいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

**○健康福祉部長（小椋真二君）**

それでは、お答えをいたします。

現在、本市におきまして、中学3年生までの子どもを対象とするインフルエンザ予防接種に対する助成事業は、予防接種法に規定されていない任意接種の位置づけで、平成30年度から市の単独事業として実施しておりますが、今年4月に行われた県の調査によりますと、インフルエンザ予防接種の任意接種に対する助成事業は、県内の42市町村中、令和5年度から開始した4つのまちを加えた33市町村で実施され、うち26市町が本市と同様の中学校3年生までを対象とし、飛騨市、揖斐川町、輪之内町、東白川村の4市町村が18歳までを対象とするとの結果でございました。

一方、65歳以上の高齢者を対象とするインフルエンザ予防接種は、予防接種法で定める定期接種として実施しておりますが、予防接種法に位置づけられたのは平成13年のことで、その前後に迅速診断キットの承認や、抗インフルエンザ薬であるリレンザ、タミフルが承認され、過去の対症療法からの時代から比べますと、現在はインフルエンザの診断が容易となり、かつ早期発見、早期治療も可能となるなど、インフルエンザ治療は飛躍的な進歩を遂げたと言えます。

これは予防、診断、治療への流れが1つとなった事例でございますが、現在、国では新型コロナウイルス感染症につきましても、同様な流れでできないか検討中とお聞きしております。特に新型コロナウイルス予防接種のワクチンには、生後6か月から4歳、5歳から11歳、12歳以上用の3種類ございまして、子どもたちにも関係することが推測され、市が積極的に接種の機会を整えなければ

ばならない定期接種化する可能性もございます。

いずれにいたしましても、現時点では任意接種のインフルエンザ予防接種に対する助成の対象年齢を18歳まで拡大する考えはございませんが、今後も国や県並びに他の自治体の動向を注視し、市民には、他の感染症と同様に、季節性インフルエンザの感染対策につきましても継続的に周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町茂君。

○7番（寺町 茂君）

15歳以上と、おおむね高校生に当たるわけですがけれども、高校生の季節性インフルエンザの予防接種率というのはあまり高くないというのが現状かと思えます。実際に接種を多く受けられる方は、大学受験、もしくは就職試験、人生において非常に重要な岐路を迎えられる方が、安心が欲しいために受けられている方が多いと伺っております。ということは、本市の場合は高校生が先ほどお聞きしたら1,000人弱だという話をお聞きしました。この何%かが受けられても恐らく数百人ということであれば、1,000円の助成をしても金額的には簡単に計算できる金額かと思えます。

現在、お答えいただいた、答弁いただいた予防の方法、すばらしい予防方法ができたとか、非常に効果が高い薬ができたという、それは確かにそうですが、じゃあこれから受験を控えた生徒さん、就職試験を控えた生徒さん、安心のために接種を普通は受けられるだろうけれども、もし受けていない、それが運悪くその試験当日になってしまった場合、救済措置がある施設や大学であればよろしいが、そういう場合、幾ら効果の高い薬があっても泣き寝入りになる可能性はなきにしもあらずと、そのようなことを感じますので、今いただいた御答弁、非常にありがたいお話ではございますが、ぜひとも医療費の助成18歳まで拡大とともに、こちらのほうも前向きに検討していただけたらありがたいということで、これはちょっと要望としてお願いしたいと思えます。

2点目に入らせていただきます。外来生物について。

本市というのは、非常に豊かな自然を有しておるわけでございます。自然が豊かだということで、逆に自然の劣化に対して無頓着なところもあるという、そういった弱点もございます。実際に、本市においても生物の多様性は徐々に劣化しております。その一つに外来生物の進出と、こういった事実も見えております。

そんな中で1つ目の質問でございますが、本市はオヤニラミという魚ですが、これを天然記念物にしております。このオヤニラミという魚は、近年の研究で京都府や大阪府以西、九州北部までが本来の生息地であって、それよりも以東については、もともとからいた魚ではない。図鑑等を見ると、まだ最近の話です。ここ数十年の間に東部地域に持ち込まれ、滋賀県、愛知県、岐阜県などに定着しつつあると、そんなことが記されており、行政、自治体の動きを見ると、愛知県、滋賀県は飼ってはいけない、放流してはいけないという外来生物としてオヤニラミを指定しております。県内では、美濃加茂市が岐阜大学の教授の指導によって、水路でオヤニラミが繁殖しているのを捕獲

して撤去するようなことも徐々に行われております。

そういったオヤニラミを市の天然記念物にして、そのままがいいのかという質問を数年前にさせていただいたところでございます。それを受けて調査が行われ、その後、どのような検討がされたのかというのが、調査結果、それから検討の結果というのを伺っておりませんので、今回伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

根尾地域のオヤニラミの生息状況、遺伝子調査の結果、天然記念物として存続すべきか否かの検討の進捗状況についてお答えいたします。

オヤニラミは、平成4年に旧根尾村において天然記念物に指定されていたことから、合併により本巣市の天然記念物として引き継がれ現在に至っております。

旧根尾村において天然記念物に指定された経緯は、当時の中学生が根尾村においてオヤニラミの生息を確認したことから始まり、当時から在来種か外来種かという議論はありましたが、絶滅危惧種であるオヤニラミを発見した中学生の何としても保護をしてあげたいという熱意によって天然記念物として指定された経緯がございます。

現在、オヤニラミが在来種か外来種かも含めて専門家へ調査依頼をしておりますが、その結果はまだ出ておりません。結果が出るまでは数年かかると言われております。あわせて、オヤニラミの生息地の調査は定期的に行っております。その生息地区は外界から閉じられていた池ですので、現時点でその池から外部へ出ているという報告はございません。今後も外部に流出しないような手だてを打っていきます。

オヤニラミは、環境省レッドリストに指定される希少生物でもあり、それ自体は守られるべき生物であり、現在の生息地の環境に適応して生きています。今後は、専門家の調査結果並びに天然記念物として指定されてきた経緯も踏まえて、指定の見直し等に慎重に検討してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町茂君。

○7番（寺町 茂君）

まだ結果が出ていないというような御報告をいただきました。

オヤニラミの発見経緯というのは、平成4年でしたか、根尾中学校の生徒さんが発見して、珍しい魚がいますよということで、研究を重ね、全国的に見ても珍しいというようなことで、名古屋女子大学だったかなの教授の先生をお呼びして研究を深めつつ、さらには根尾村の役所も巻き込んで、非常に膨大な発表文書というか研究文書をつくられて、村の文化財審議委員会にかけられて天然記念物になったという、非常にすばらしい経緯がございます。それを隣県において危険な外来生物で

あると、さらに県内でも一部地域でそういった扱いをされているという現在の状況もございます。

ということを鑑みると、もう一度、文化財審議委員会で、この根尾村時代の天然記念物へ指定された経緯、その中学生やら当時の村民の労力、そういったものを十分に鑑みて、さらに生物の専門家や文化財の専門家の先生を交えて、十分に検討されて決定されることを望みたいと私は思っております。

ただ幸いに、美濃加茂のように河川で繁殖しているわけではなく、御報告ございましたように、池で繁殖しており、その池から外部の水路に出ていっている様子はないということで、拡散するおそれは現在のところないということで安心しております。何とぞこれからの御対処、よろしく願いしたいと思っております。

続きまして、近年、非常に根尾川堤防等に5月、6月になると黄色い花の帯ができる、これもオオキンケイギクという外来生物でございます。本市においては、特定外来の植物の分布状況について調査が行われております。これは岐阜県下でも唯一本市だけでございますので、これは非常にすばらしい取組がされていると、これは評価すべきことだと思っております。

せっかくそうした調査が行われているにもかかわらず、その調査の結果というのはなかなか市民向けには公表されていない気がしますので、この場をお借りしまして調査結果、どういう動向であるかというのを伺いたいと思っております。お願いいたします。

#### ○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

#### ○市民環境部長（青木竜治君）

オオキンケイギクの分布状況の変化についてお答えします。

オオキンケイギクは、キクの多年草で、花期は5月から7月まで、黄色の舌状花をつけ、繁殖力も強く、土手や荒地でも生息する植物であります。また、18年度には外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、栽培・運搬・販売のほか、野外へ放つことが原則禁止されています。

本市におきましては、平成25年度に生息生物実態調査を実施したところ、オオキンケイギクが多く存在したことから、オオキンケイギクに焦点を当て、特定外来生物調査を市南部において翌平成26年度から3年ごとに実施し、生息状況の把握に努めているところでございます。

調査結果としましては、根尾川沿い、糸貫川沿いの地域ではオオキンケイギクの分布状況の拡大が観察されていますが、市が管理する道路や水路、その他民地での分布状況が減少傾向にあると観察されております。減少傾向の要因につきましては、市のホームページでオオキンケイギクの注意喚起と生育分布図の公表をするとともに、市広報紙や自治会の回覧などにより啓発を行ってきたことにより、市民の皆様の意識の高揚と協働もあつてのことだと考えております。また、特定外来生物調査の結果を踏まえ、平成27年度から建設課所管の特定外来種駆除工事を実施した結果の成果と考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町茂君。

○7番（寺町 茂君）

市の管理する土地については、非常に減少していると。民地についても、減少傾向があると。残念ながら根尾川沿いとか糸貫川沿いなどの市の管轄地でないところは、どんどんやっぱり増加傾向が見られるというようなお話でした。

本市においては、広報紙を読まれていれば分かるかと思いますが、毎年5月にオオキンケイギク、写真つきで、この植物を見つけたら駆除しましょうということで、駆除の方法も記されて、ここ何年来ずっと掲載されてきておると思います。また、分布調査を市で行われ、その調査結果に基づいて、市の管理地においては駆除を発注して業務として駆除されていると、このような努力がされている。これは先ほども申しましたが、県内唯一の事業でございます。素晴らしいことですので、ぜひとも継続をしていってお願いしたいと思うのと同時に、根尾川沿い、糸貫川沿いなどの管理者に対して、何とかならないかというようなことで要望を上げていただけたら幸いに存じますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、本市の豊かな自然や保全、それらを市民に対して啓発し、この豊かな自然の恵みを将来にわたってまで継続的に利用できるよとということ、環境省から生物多様性戦略地域版を策定しなさいというような、そんな発令があってもう長いわけで、以前に生物多様性戦略本巢版をつくっていただけませんかというようなお話をさせていただいたときに、ちょっと専門性が高いので現在では無理ですというような御答弁をいただいた、ただ必要性は感じるというような補足もいただきました。

実は、新しいバージョンで2030年までの新しい生物多様性戦略を策定しようということで、環境省から新しい目安が発表されたところでもあります。そういった新しい発表を受けて、本市としては生物多様性戦略の本巢市版についてどのように捉えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青木市民環境部長に求めます。

青木部長。

○市民環境部長（青木竜治君）

生物多様性戦略策定の進捗状況についてお答えします。

生物多様性基本法では、都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、当該区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画となる生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないと規定されています。また、本年3月には、生物多様性国家戦略2023—2030が閣議決定されていることにより、本年5月には、生物多様性地域戦略策定の手引きも改定されたところでございます。

策定状況といたしましては、令和4年8月現在で、全国で策定されている市町村は8%ほどであり、県内においても岐阜市、高山市、中津川市、美濃加茂市などの一部に限られております。

以前にもお答えさせていただきましたとおり、地域戦略の策定については重要であると認識しておりますが、極めて専門性が高い分野であることから、現在見直し作業が行われている県戦略の内容も参考にしながら、引き続き各所管課と連携を図り調査・研究に努めてまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町茂君。

○7番（寺町 茂君）

非常に難易度が高いということで、全国の自治体の中でも8%ほどしか策定できなかったというを受けて、環境省も非常に道しるべとなるような〇〇市とか〇〇町と書いて、そこに自分の行政の自治体名を当てはめるような形で簡単にできるような簡易化を図ろうというような動きもございますが、実際には各市町ごとに自然の状況や特性というのは全く違います。

何が大事かという、せっかく本市は先ほどの特定外来生物の調査をされている、さらに水辺の生物、全般の生物の調査も行われたことがあります。そういった有効なデータをいっぱい実際に蓄積している、極めてまれな市でございます。こういったものがあるというベースがありますので、ぜひともそれを埋もらせないように、本市には岐阜高専もございますし、近隣に岐阜大学、さらに近年生物の研究を一生懸命している岐阜農林等もございます。そういったところとうまく連携して、本当に市民がやっぱり自然の恵みというのは享受して、将来的にもやっぱりそれを恩恵として受け続けなければならない、それをできるようなやはり計画を策定していくべきだと思います。

人間というのは、非常に地球の覇者のような、そんな言われ方をする方もありますが、自然の一部であって、自然の恩恵の中で生きております。食べ物、医療、医薬品、さらに人間が使っている道具というのは、全て生物の特性を模倣したものばかりでございます。生物なくして生きていけない、そういったことを本当に理解していただいて、こういった自然の恵みを将来にわたってまで有効に活用できるような、そういったための計画策定に前向きに御検討いただけたらということをお願いして、次の質問に移ります。

本市は自然もありますけれども、先ほど文化財、非常に文化的な事柄もたくさんある非常に文化の薫る市でございます。そういった市にあって、現在は各小・中学校におきまして、ふるさと学習、自然を観察しているところもあれば、文化的な行事を調べているところもございます。地元の講師さんと呼ばれたり、専門家を招かれたりして、学校ごとに非常に特色のあるふるさと学習が展開されております。子どもたちがそういった学習によって地元を知る、さらにこんなすばらしいことがあるんだと地元を愛する気持ちを育てる、こういったことには非常に有効な場であると、こんなふうに感じるわけです。

しかしながら、現在の様子を見ていると、各学校内での発表、もしくは校区の人たちを呼ぶ場合もある。しかしながら、そういった大切な研究結果が学校間での交流とか、ましてや一般市民、さらに市外の人たちには今のところ発表されていない、それが現状かと感じております。非常にすば



らしい冊子をつくったり、すばらしい壁新聞をつくったりしている、それが事実でございます。それが非常にもったいない気がします。そんなことを思いつつ、質問させていただきます。

まず1つ目として、本市のふるさと学習の目的及び各校でされておりますが、代表的な事例をお聞かせ願えますか、お願いします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

本市のふるさと学習の目的及び代表的な事例についてお答えします。

本市は、教育方針をふるさとをルーツに、未来を切り拓き、たくましく生き抜く子の育成とし、その中核にふるさと学習を位置づけています。

本市のふるさと学習は、ふるさとの自然や歴史、文化、伝統行事、産業など豊富な教育資源と、ふるさとを支える様々な人々の生き方に触れながら、ふるさとのよさを実感し、ふるさとに愛着と誇りを持つこと、そしてそのふるさとをさらによりよくするために、自ら課題を発見し、その課題解決を繰り返す人間を育て、地域を支える次世代のリーダーを育成することを目的としています。これらの目的を達成するために、幼児期から五感を働かせながら体験し、学ぶことを大切にしています。

ふるさと学習の代表的なものとしては、まず根尾学園のふるさと科が上げられます。持続可能な根尾の未来をつくり出す学びを1年生から9年生まで体験的・系統的に展開しています。例えば、本市の宝である淡墨桜の学習では、淡墨桜の種を拾うとともに、発芽や育苗などを追体験し、桜を守り育てる「桜守」としての自覚を高めています。

また、淡墨桜の歴史や特徴などをタブレットを活用してまとめ、うすずみ公園を訪れた観光客に淡墨桜の奥深さを我が事のように語っています。さらに、根尾米の田植から稲刈りまでを体験し、育てた根尾米を地元業者と共に柿の葉寿司として考案・発売することで、根尾の新しい文化や可能性を生み出しています。

さらに、外山小学校では、自然豊かなコボ山のよさを生かして、発信する方法を突き止め、ヒノキやユーカリ、ミントなどを採取、乾燥させ、薬草風呂として活用する入浴料を岐阜薬科大学の先生と共につくり上げ、販売にまで至りました。

また、席田小学校では、4年生が席田用水の生き物調査に取り組んでいます。どろんこクラブの協力を得ながら4年生の子どもたちが水生生物や席田用水の水質を調べたり、きれいな用水を守るために自分たちができることを考え、新聞にまとめて発表したりしています。

このほかにも、子どもたちが毎日食べている給食そのものも代表的なふるさと学習になっています。ふるさと食材をふんだんに使った給食を通して、子どもたちは本県の特産物や郷土食を知り、その恵みを味わい、それがふるさとの自慢や愛着となり、ふるさとの大切な思い出となっています。

そして何よりふるさとを学ぶこと、ふるさとで学んだことを通して培った生き方や価値観こそが、子どもたちの一生の宝になります。どこにいても、常にどうすることが価値あることなのかを判断する基準になっていくものだと思っています。ふるさと学習が子どもたちの生きる道しるべとなることを願い、今後も地道に大切に進めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町茂君。

○7番（寺町 茂君）

ありがとうございます。

各学校で様々なふるさと学習が展開され、やっぱり校内では壁新聞やら冊子もつくっているところもあったと思います。ほかにも、富有柿の栽培方法を勉強したりとか、いろいろなふるさと学習が展開され、それによって子どもたちは目を輝かせて、自分のふるさとはこんなところだという認識を非常に、僕はやったんだという非常に力強い経験として身につけておると感じております。

ところが、先ほど申しましたように、どうも校内止まりの感が非常に強い。私の校区にはこんなことがあるんだというのを、例えばほかの学校に連携するとか知らせてやりたいと、そんな思いがするわけで、現在、各学校には児童・生徒全部がタブレットを持ったりしておるわけで、そういったタブレットの利用やもしくは発表会の交流会のようなことをして、本巢市のすばらしいところを児童・生徒が共有できるような対策が取れないのかと、こんなことを思うわけですけれども、それに対するお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ふるさと学習の成果を共有することについてお答えします。

各学校で行われているふるさと学習の成果は、伝えたい相手に応じて、様々な方法で学校内外に広く情報発信しています。

まず1つ目といたしましては、保護者や地域の方への発信です。各学校は、学校だより、学級通信、ホームページ、地域公開等を生かして成果を発信しています。例えば、席田小学校では、催馬楽「席田」の発表会を開き、専門家からの学びや練習の成果を保護者や地域の方と共に共有しています。

2つ目は、市内の方々への発信です。

各学校の取組を、広報「もとす」や市の施設等を活用して情報発信しています。例えば、真桑小学校や真正中学校では、学び練習してきた真桑文楽の成果を文化ホールや学校などで発表し、共有しています。

3つ目は、市外の方々への発信です。

各学校は、ふるさとの素材を生かしてつくった商品を販売したり、テレビ番組や新聞記事でその取組を紹介していただいたりしています。例えば、外山小学校は、薬草を用いてつくった入浴料を道の駅織部の里もとすや山県市のイベントで、根尾学園は、柿の葉寿司や桜の木の箸をモレラ岐阜で販売し、その学びを紹介しました。

4つ目は、県外の方々への発信です。

各学校は、オンラインを活用したり、他県へ作成したガイドブックを配付したりして発信・交流しています。例えば、根尾学園ではオンラインで長崎県壱岐市にある田河小学校や北海道白糠町にある庶路学園との交流を行い、その中でふるさと根尾の自慢を紹介し、壱岐や白糠町のよさも学んでいます。

一方で、市内の学校間でふるさと学習の成果を共有することについては、さらに進めていく必要があると感じています。今後は、それぞれの学校の成果を共有する機会として、例えばオンラインを活用したふるさと学習交流会を開催したり、ケーブルテレビとの連携を図ってふるさと自慢の発表会を持ったりしていきたいと考えています。大人には気づけない子どもたちのすばらしい子どもらしい発見も多くあると思いますので、日頃からそれぞれが見つけたふるさと自慢を市全体の宝物として共有する場をたくさんつくり、ふるさと学習の値打ちを伝え続けてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町茂君。

○7番（寺町 茂君）

実際になされているというような、そんな御答弁をいただきました。

各学校で一部でお伺いしたときに、そのタブレットには何か学校間交流ができないような規約があるというようなお話を耳にしたことがあるんですが、そういったことというのは実際にあるのですか、ちょっと再質問でお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

今の再質問について、教育長に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

児童・生徒が持つタブレット自体で、他校との交流というのは今できていない状況ですので、そのことについては、また今後検討していきたいと思っています。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

寺町君。

○7番（寺町 茂君）

検討していただくということで、対外的にも交流できるようなことはやっぱりやられているということですが、学校間における交流がまだ手薄なような、そんなお話でございました。やっぱり岐

阜県というのは従来から知名度が低い県として知られ、最近少し上がってきましたが、本県は一体何だと聞かれたときに、大人になったときに、今の児童・生徒がこういうところだっってはっきりと言えるような、そういった実のあるふるさと学習を展開し、それを少しでも多く共有できたらというようなことを思いますので、ぜひとも前向きに進めていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

最後の質問でございますが、ふるさと学習として子どもたちが学んだそのふるさと自慢、これを学校ごとのPRなどに活用することというのは非常に興味深いことだと思うし、ましてや市自体のPRにも、やはり大人とは全く違う目線でこの市のことを子どもたちは捉えておりますので、そういった中にすばらしいアイデアがあるのかと思いますので、それについてはどのようなお考えか伺います。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

**○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）**

ふるさと学習として子どもたちが学んだふるさと自慢を学校ごとのPRなどに活用することについてお答えをします。

先ほど教育長も申しあげましたように、各学校では既に様々な方法を用いてふるさと学習などの成果を発信しています。ふるさとというと、一般的に淡墨桜や富有柿、根尾川や山などの自然が思いつきますけれども、子どもたちの目線で発見したふるさと自慢は、また格別なものでございまして、これを学校間でとどめておくのではなく、市内外に発信して多くの方に本県市のよさを知っていただきたいと考えております。

例えば、子どもたちが発見したふるさと自慢を動画に撮って編集しまして、それを本県市教育委員会の公式ユーチューブチャンネルに流したり、市制20周年記念イベントでPRをすることや、庁舎で各学校のふるさと自慢を紹介するコーナーを設置したり、ケーブルテレビ局の番組にふるさと学習コーナーを設けるなど発信方法について検討してまいりたいと考えております。

[7番議員挙手]

**○議長（大西徳三郎君）**

寺町茂君。

**○7番（寺町 茂君）**

前向きなお話をいただきました。

実際に大人とお話をしていると、私が根尾の樽見の地内をニホンカモシカが走っていたよという話をすると、えっ、本県にカモシカっているのという話を聞いたり、山の中を歩いていたらヒルに血を吸われたと、そうすると南部の人はイメージが川にいるヒルが何で山の中におるかというようなイメージしか持たれていないような、それほどのレベルしかない方が大人は非常に多いです。

そういった現状、それを子どもたちの発信によって、そりゃあ本県にはカモシカがおるんだと、イヌワシも飛んでいるよと、そんなようなことができるだけ児童・生徒だけでなしに、市民まで共

有でき、さらにそういった子どもたちが発見したことを本市のPRとして、強いPRとして今後の市の発展にも結びつくような、そんなものが出てこないかということ期待して今回一般質問させていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。1時15分まで休憩します。13時15分まで休憩とします。

午後0時07分 休憩

---

午後1時15分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、時間になりましたので会議を再開いたします。

続いて、8番 澤村均君の発言を許します。

澤村君。

○8番（澤村 均君）

ただいまより、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

初めに、今朝ちょっと早起きいたしまして、北方のほうまでちょっと応援に行って帰ってきました。テレビをつけましたら、いきなり大阪のほうで富田林というある4つの市町を結んだバス路線が、いきなり今年いっぱい廃止、こんなニュースが飛び込んでまいりました。この本巣市でも、運営会社が運営しているわけでございます。また昨今、給食の配膳サービスの会社も倒産で急に給食が食べられなくなったという、こういう普通考えられないような事態が起きている。行政というのは、なかなか大変な仕事、そういうことを考えながら、ただいまより一般質問を始めます。

初めに、中学生の部活動指導者の育成やその人数、その確保と練習場所はいかにするものかということで、今少子化がどんどん進み、北部地域のみならず南部地域でも子どもたちが減り、なかなか部活動もままならない。1つの学校で1つのチームをつくることも、なかなか難しくなっている。そういった中で、ある指導者の方から将来に向けての心配ということでちょっとお尋ねがありまして、これを最初に持ってきました。

最初の質問ですが、部員の人数がますます減少する中でほかの中学との合同練習やら、そういう地域が増えてきている、そういうことを耳にいたしました。また、指導者も学校の先生ではなく外部から委託する、そういう専門的な指導者も必要になってくる。そういった中で1番目の質問ですが、今後ますます部員の人数が減る、他の中学校との合同で練習をしている、そういったチームが今後運営していく上で、今現在どういった、この本巣市についてどういった練習場所、また部員の移動の安全確保などについてお尋ねをするものであります。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

部員の人数が減少する中で、他の地域との合同による部員の移動の安全確保や、練習場所の状況についてお答えをいたします。

部活動は、生徒が粘り強く挑戦する心を育む、公正と規律を尊ぶ態度を学ぶ、集団で協力し切磋琢磨する、他者を思いやる心、好ましい人間関係を育むなどのように、生徒の生きる力を育成し、社会性を育むなど、その教育的意義は大きいものです。本巢市型部活動支援クラブは、この教育的意義を継承・発展しながら行う活動であり、主役である生徒一人一人の人間形成にとって魅力ある活動の一つです。

本巢市では、他の市町に先駆けて部活動の地域移行を行い、令和4年度後期より部活動支援クラブとして、休日のどちらか1日の活動を育成会が活動主体となりスタートしました。しかしながら、支援クラブの加入者数は、令和4年度は705人、令和5年度は622人と減少しており、種目によって1つの学校・学園でチームを編成することが困難になっているのが現状です。そこで、このような現状を踏まえ、市内の学校・学園の部活動同士が合同で活動ができる体制と、学校・学園にない部活でも他校の部活に加入できる体制を整えます。

1つ目の合同で活動ができることについては、1つの学校・学園でチームがつかれないという課題が解決され、大会等への参加もできるようになります。また、人数が少なく練習の内容が限られてしまうという課題も解決でき、学校が違う仲間と活動し切磋琢磨し合えるようになります。

また、2つ目の他校への加入につきましては、自分の中学校に活動したい種目がないという課題を解決し、生徒の活動の幅が広がることにつながります。今後は、さらに進んでいく少子化の中でも、各中学校の生徒がスポーツや文化的活動に親しむことができる機会を確保できる新しい形の本巢市型部活動支援クラブの体制を整えていきます。

今年度も、既に本巢中と糸貫中のサッカー部や真正中と糸貫中の野球部は、合同チームとして活動しています。同じく、本巢中と糸貫中の陸上部は練習を一緒に行っています。活動場所はいずれかの中学校の運動場になっていますが、その移動は保護者の送迎か自転車での移動となっております。全生徒がスポーツ安全保険に加入しているので、移動中に関する保障もされています。

根尾地域の生徒の移動に関しては、各支援クラブの活動補助金を増額し、移動のときに活用していただけるようにしています。今後も、合同クラブなど支援クラブの体制の変化に合わせて、生徒の活動に不利益が生じないように本巢市部活動推進協議会で検討していきます。

活動の場所に関しては、これまでの部活動と同様に、学校行事や市の行事など特別な事情がない限り、優先して確保ができる体制を整えていきます。今後、合同支援クラブなどになった場合においても、同じように優先して活動場所の確保が行えるようにしていきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村均君。

○8番（澤村 均君）

ますます少子化というのはどんどん進んでいくわけですが、例えばこういう部活動がク

ラブチームのような形でだんだん集約されていくと、クラブチームと普通言いますが、そういう形になっていくわけですね。そういうときになった場合、これは想定なんですけど、市としての支援の仕方というのはどんなような、例えばできるのかという。可能か不可能かでもよろしいんですけど、クラブチーム化になっていった場合は、どんなような支援ができるのかというのを、ちょっと追加でお願いしたいです。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を瀬川局長に求めます。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

市としましての支援としては、部活動支援クラブとしての指導者に対する報酬とか、そういうものをしっかりお支払いするという事で支援を続けていきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村均君。

○8番（澤村 均君）

ありがとうございます。

ますますいろんなことを考えていかないと、子どもたちの部活も続けていけないという大変な中で、2つ目の質問に入らせていただきます。

部活には、専門の指導者、こういう方々が頑張っておられます。指導者の確保と謝礼金について、まず今分かる範囲で質問をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

指導員の確保と謝礼金はどのようになっているかについてお答えします。

主役である生徒一人一人が安全・安心で活動を行うためには、指導者の資質が重要な要素となります。そのため、本巢市部活動推進協議会の事業計画において、部活動支援クラブの指導をするに当たっては、次の5点を大切に指導することを共通理解しております。

1つ目は、生徒が主役の部活動。2つ目が、体罰や暴言の禁止の徹底。3つ目、発達段階や健康状態を考慮した適切な活動量。4つ目、安全管理の徹底。5つ目、生徒も指導者も達成感を持って取り組める活動です。このことを理解していただいた上で、本巢市型部活動支援クラブ立ち上げ時に、これまでに指導していただいた社会人指導者の方や育成会の方が指導者として登録をし、市が委嘱をしています。

指導者の方には、県が主催する指導者研修会の受講、また市が年に2回開催する指導者育成会研修会を受講していただき、指導者としての理念を学び、資質向上に努めていただいています。また、市内小・中学校の教職員にも希望を取り、指導者として登録していただきました。その結果、令和

4年度は指導者は88名、令和5年度は86名の方が登録され、指導に当たっていただいています。

本巢市の支援クラブは40クラブあり、全てのクラブに1名から最大8名の方が指導者として登録していただいております。さらに、今後指導者が少ない支援クラブについては、他校の支援クラブと合同で活動することにより、指導者の確保を進めていきます。

指導者への謝礼につきましては、令和4年度からは各支援クラブ3名の指導者を上限として、1回につき指導者に1,800円の謝礼を支払っています。

今後も、生徒が安全で安心して活動ができるように、指導者の確保や資質向上を図り、保護者や地域指導者、学校と連携して本巢市型の部活動の運営に努めてまいります。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

澤村均君。

○8番（澤村 均君）

1回の謝礼が1,800円ということですが、指導者の方は土日含めて夜間の練習もあるとお聞きしました。そうすると、1か月8回、9回という回数になるわけですが、この謝礼金が適正かどうかということは別にいたしまして、指導者の数によっては練習が雑になるということはないでしょうけど、指導者が苛酷になるような状況がないのか、その辺の取決めというのを、追加でちょっと質問をさせていただきたいです。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を瀬川局長に求めます。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

部活動のルールとしましては、土日どちらかの1日というふうにルールを決めてございますので、指導者の方に過度な負担を与えないような手法は取ってございます。以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

澤村均君。

○8番（澤村 均君）

ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

高齢者のタクシー利用助成についてのお尋ねでございます。

利用者の方によっては、チケットの枚数が足りない、年度末になると足りなくなるというお話のほか、使われない、また余っているという方のお声も聞いております。今あるタクシー利用助成制度事業について、今のチケットの配付状況、または執行率についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。



○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、チケットの配付状況と執行率、また複数の病気での通院や買い物等で現状のチケットでは足りない方にチケットを増やすことはできないかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

本市では、高齢者の外出支援事業の一環といたしまして、平成28年5月から市の単独事業で高齢者タクシー利用助成事業を実施しております。市内在住の運転免許証を保有していない及び運転免許証を自主返納された75歳以上の高齢者に対しまして、タクシー料金の一部を助成しており、令和4年度からは、要介護状態や認知症などの原因となり得るフレイルを予防する上で最も重要とされる社会活動への参加など、健康増進と介護予防につなげることを目的に、1枚500円のタクシー乗車券の利用限度要件を1回の乗車につき2枚から3枚までを可能とし、1人当たり月4枚を5枚へ、年間最大48枚を60枚へ、合計2万4,000円分を3万円分までの交付とするなど、さらなる事業拡充を図ったところでございます。

令和4年度のタクシー乗車券の配付状況につきましては、申請者676人に対しまして3万6,335枚交付し、うち519人が実際に1万9,447枚利用されており、利用率は53.5%となっております。前年度と比較しましても、利用者は1.2倍の増、利用枚数につきましても1.7倍の増となっております。また本年8月末日現在までの交付状況でございますが、申請者619人に対しまして3万6,075枚交付しており、感染法上の位置づけが5類となったウイズコロナの現在、高齢者の外出機会が増え、また団塊の世代が75歳を迎える2025年問題を間近に控えて、今後も対象者も増加するものと予想されております。

なお、複数の病気での通院や買い物等により、チケットが足りない高齢者のためにチケットの枚数を増やすことができないかの御質問でございますが、昨年度、利用者を対象にアンケート調査を実施したところ、「非常に満足」「やや満足」との御回答が81.7%であり、また自由意見の中には、「タクシー乗車券の枚数が足りない、交付枚数を増やしてほしい」との御意見も3.7%ございましたが、本事業につきましては、交付枚数、助成金額、利用条件も含めて、おおむねよい評価をいただいているものと捉えていることから、現時点ではタクシー乗車券の枚数を増やすことは考えておりません。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村均君。

○8番（澤村 均君）

市の事業として、かなり充実したことでやっているということは分かりました。

しかしながら、予算に対して執行率というのは、100%に近いほうが理想かなと思います。できるだけ、せっかくなつく予算を100%使えるような、そんな制度でこの数少ない数%の方々の意見が反映できるような、そんな予算の使い方にしていきたいということを要望して、この質問を終わります。

3つ目の糸貫川プールの再開についてお尋ねをいたします。

この糸貫川プール、なかなか悩ましい話ではございますが、今市民の方々、また他市町の市民の方々も期待をしている部分があるんです。なぜかという、過去は何万人という人が来ている、もちろん本巢市だけではないという意見が、最近身近なところでそういう話をちょっと耳にいたしまして、その辺をちょっといろいろ考えてみたところ、ある方のSNSで発信された、これは岐阜市の方ですが、それを見ましたら、2年間の休止をするというところで話が止まっているわけです。ということは、かなり期待をされている方が多いと。もちろん私もその一人ではございますが、そういう方々のためにもきちっとした説明が欲しいかなと。

そういうところで、今回のプールについて、再開に向けたその後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

**○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）**

糸貫川プール再開に向けた、その後の進捗状況についてお答えします。

これまで糸貫川プールの再開に係る費用として、投資的費用の調査、運営に係る費用の試算を行ってきました。現時点で、ウォータースライダーの更新費用として約3億円、このほかにプールやプールサイドの人工芝張り替えなどの改修費用と運営に係る費用を合わせると、約4億円の経費がかかることが分かりました。

また、糸貫川プールの稼働期間は、7月の第1日曜日から8月までの約2か月間で、時間は午前10時から午後6時までとなっています。毎日の稼働は夏休みに入ってからとなり、この時期は近年の異常気象による猛暑が続き、毎日のように熱中症警戒アラートが発令され、学校のプールでさえも安全に配慮し、利用する時間や日数が縮小されている状況でございます。同様に、糸貫川プールにつきましても、屋外施設であるがゆえに安全対策が必要とされます。

さらに、この夏には県外の施設におきましてウォータースライダーの利用者が指を切断した事故や、ウォータースライダーの着地地点での衝突による死亡事故が発生しており、その安全性についても問われています。

以上のことから、来年度以降の再開につきましては、費用の面や利用者の安全面などの課題を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

**○議長（大西徳三郎君）**

澤村均君。

**○8番（澤村 均君）**

再質問というより要望になってしまいますが、このプールの問題、予算の話を知ると子どもたちが遊び場として、この予算は高いのかなあということを見ると、私は決して高くないと思います。

こういった期待の声がある以上、何とかして何かの形で、子どもたちが夏に楽しく涼しく過ごせるような場所、4億あれば別のところで造ったほうがいいんじゃないかという話もありますが、こういったことも考えながら期待をしつつ、再開できるように要望しておいて、この質問を終わりたいと思います。

4番目、森林管理のGークレジットと森林環境譲与税についての質問をいたします。

先月の8月30日に新聞紙上で、県の森林審議会が県庁で開かれ、森林による二酸化炭素吸収量をGークレジットとして認証する、また森林の所有者・管理者の新たな収入源として開始する県独自の制度が、今秋導入に向けて議論をされたということでもあります。私も詳しくこの中身まで探ってみたわけではございませんが、今の森林に関しては、我が本巢市の森林面積を考えたときに有効な手だてではないかというふうに考え、1番目の質問をいたします。

本巢市で最も早い導入に向けた議論をしてはどうか。また、森林環境譲与税を北部地域に集中する。そして、一刻も早く健全な森林を取り戻す事業を起こしていただきたいということで、本市のGークレジット、また森林環境譲与税の使い方に関し、いかに取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を高井林政部長に求めます。

高井部長。

**○林政部長（高井和之君）**

それでは、お答えいたします。

国では、10年以上前からJークレジットと呼ばれるカーボン・オフセットの制度が運用されており、省エネ活動や省エネ設備の導入による温室効果ガスの排出削減量や森林管理等による吸収量をクレジットとして認証しており、69ある方法論のうち森林関係では、森林経営活動、植林活動、再造林活動の3つが含まれ、県内でも複数の活用事例があります。

また、議員御指摘の（仮称）Gークレジットは、岐阜県が独自に認証及びクレジットの発行を行い、国の制度で対象外となる森林管理にも広く適用できるよう制度設計が検討されており、市としても、制度活用セミナーに参加するなど積極的に情報収集を行っているところです。今後、例えば広葉樹林の積極的な管理に対し、比較的簡単な手続でクレジットの発行が可能となれば、市有林においても検討できる可能性があると考えております。

なお、森林環境譲与税の利用につきましては、関係法令に定められている使途目的としまして、森林整備の推進、人材育成・確保支援、木材利用・普及啓発があり、これらをバランスよく実施する必要があると考えております。このうち、森林整備の推進に関しましては、必然的に森林がある北部に集中しますが、事業全般としましては、地域ありきでの検討は行っておらず、必要な場所で必要な施策を実施していきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

**○議長（大西徳三郎君）**

澤村均君。

○8番（澤村 均君）

ありがとうございます。

先ほども申しましたが、本巢市の面積の86%が山林である。また、1891年には濃尾大震災が起き、2021年には震災から130年を過ぎました。震災後、金原明善翁が私財を使い、この本巢市の山に植林活動をして、今あるこの健全な緑がたくさんあるこの山があると聞いております。

この豊かな山林に囲まれ、またきれいで豊かな地下水脈で私たちの日々の生活が成り立っております。水害から地域を守り、下流の人たち、また海で育つ魚など資源の保護にも役立っております。これを守っていくのは私たちの使命と考えます。

また、私が生まれた伊勢には、神宮林というとてもきれいな山があります。本当に伊勢神宮へ行けば、参道を歩いていきますと五十鈴川というのがあって、本当に飲めるようなきれいな水です。これは私たちのものではないんですね。自然から与えられたものです。これを守っていくのは私たちの使命である。本巢市として、いかに健全に守っていくのか、自然を守っていくのか、健全な山林をつくるのかということ、再質問というより心構えというか、どうやって力を入れていくのかということ、再度、確認の意味で質問をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

再質問についての答弁を高井部長、お願いします。

高井部長。

○林政部長（高井和之君）

大変広い森林について、全部そこをきちっと守るとするのはなかなか難しいということではあります。必要な場所、守るべき場所というものは考えられます。そこをどうしても守らなきゃいけない場合、これは今まで森林所有者の自主的判断とか、あと森林組合の声がけによって進められていた森林につきまして、今後は市のほうがより積極的に守っていく場所を決めて、こちらからお声がけをして進めていく。それが森林経営管理制度でありますので、こちらを中心に進めていきたいというふうに考えております。

また、奥山については広葉樹林が広がっておるところなんです。こちらについても必要なときに必要なことをやっていくというようなことで、効率的に全体を見据えて森林整備を進めていきたいというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

澤村均君。

○8番（澤村 均君）

ありがとうございます。

本当に日にちもお金もかかる、こういう自然を守るということは大変な事業でございます。私たち下のほうで住む人間が、こういうこともしっかりと把握しながら、恩恵を受けていることを確認しながら、一緒になって山を守っていく。こういうことをこれからも頑張って進めていきたいと思

い、次の質問に移らせていただきます。

学校給食の無償化ということで、前回、今年、藤原市長の大英断で、この無償化、来年の3月まで決定したということでございます。この給食費の無償化について、再度、恒久化、この取組についてお尋ねをいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、学校給食費の恒久的な無償化に向けての考えについてお答えを申し上げたいと思います。

学校給食費の恒久的な無償化につきましては、さきの6月議会の一般質問におきまして、国のエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援のための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本年6月から来年の3月までを無償化し、それ以降につきましては、国において小・中学校での給食の実施状況や地方自治体の無償化の現状についても全国規模の実態調査を行い公表するとともに、学校給食法においても学校給食費の額の標準額を定め、その相当額を国が負担するといった内容の学校給食法の一部を改正する法律案が検討されているので、その動向を注視していきたいというふうに6月議会でも答弁させていただいたところでございます。

その後、こども家庭庁が示しました「こども未来戦略方針」によりますと、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、また全国ベースでの学校給食費の実態調査を行い、1年以内にその結果を公表し、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するというふうにされております。

これを受けまして、現在、国のほうから実態調査票が私どものほうにも届いておりまして、この結果を踏まえた、今後、学校給食法の改正というのが行われるんじゃないかと思っております、その中では、負担の在り方なども変更が想定されておりますことから、引き続き国の動向を注視しながら、恒久的な無償化に向けての検討を進めていきたいというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

**○議長（大西徳三郎君）**

澤村均君。

**○8番（澤村 均君）**

ありがとうございます。

先週ですけど、私の事務所にファクスが届きました。これは学校給食の無償化がどういうものであるかという、詳しく書いた文書でございました。1954年、今から72年前です。私が生まれた頃ですね。当時、文部事務次官通達543号、こういうものや、学校給食執務ハンドブックなどが解説してありました。それによると、学校給食法は保護者負担の軽減を禁じていない、こういうことが書いてありました。これは、努力して自治体が給食費の無償化をやっても国は何も言わないという、

そういうふうには私は捉えております。

今後、この本巢市の在り方、今までの行政の在り方を見ておりますと、かなり期待が持てる。そういう思いを込め、この文書を読み上げさせていただきました。

これからも藤原市長には頑張ってください、様々な努力をしていただき、今ある問題、プールの問題、タクシーチケットの問題、森林環境の問題、こういったものを全て頑張ってください、皆さんの期待に応えるようお願いをして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（大西徳三郎君）**

続いて、9番 高橋勇樹君の発言を許します。

高橋君。

**○9番（高橋勇樹君）**

2項目、5点の質問を通告どおりさせていただきます。

非常に2時近いこの時間ですけれども、非常に眠い時間ではありますが、大きな声でお話をしますので、どうかお付き合いください。よろしく願いいたします。

それでは早速、1項目めの公立学校・学園プールの今後について、3点質問をさせていただきます。

この質問におきましては、2年か3年前に同様の質問をさせていただきました。その際には、検討をするというようなお話で終わったかと思えます。そういった検討の結果をどんどん聞いていこうかなということを思いますが、今の現状等もお聞きしたいと思えますので、当時説明していた非常に長い説明を、今回は省略をして質問をいたします。

昨今の異常気象や温暖化の影響で、学校プールの使用頻度が著しく減っているのかなというふうに感じます。今後の子どもたちの体と心の発達に不可欠な水泳の授業、また水泳を楽しむ機会というのは非常に必要なものだと私は考えております。

その中で、今年は7月岐阜県の中では30度を超した日が、2日を除いて全て30度を超しているというような非常に暑い、7月と言えど非常に暑い日が続いておまして、各地の小学校、中学校、幼稚園もそうですけれども、各地では、プールの授業、または水泳の授業を中止する学校もあったと聞いております。本市ではいかがだったでしょうか。

今までは、ちょっとコロナとかで水泳の授業ができなかったというのもあったかと思えますけれども、そういったところも考慮しながら教育長にお尋ねしたいと思えます。よろしく願いします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

学校・学園のプール利用状況についてお答えします。

子どもたちは、夏の水泳の授業を非常に楽しみにしており、プールには子どもたちのはじける笑

顔が輝いています。また、泳げるということの喜びは大きく、これに加え、逆上がりができること、自転車に乗れることは、子ども時代の少しの努力でできるようになった大きな喜びを味わう3大要素です。逆に、これらができないことは、子どもたちに大きなコンプレックスを持たせ、自分への劣等感を感じさせてしまうこともあります。そして何より、泳げるということは、不測の事態に自分の命を守ることにもつながります。このようなことから、本巢市の子どもに泳げない子はいない、言い換えれば、全員が25メートル以上泳げることを目指して、水泳の授業を大切にしてきました。

水泳の授業は、水遊びや泳ぐ楽しさや喜びを味わい、長く速く泳ぐ力を身につけることを目的として、さらには水難事故防止の観点からも、できる限り多くの授業回数を行うよう、各小・中学校に指導してきました。

その結果、本年度は6月上旬にプール開きを行い、7月20日までの約40日間プールを実施し、小・中学校ともに1人当たり平均9回、水泳授業を行うことができました。中には12回もプールに入った学年も幾つかありました。これは、コロナ前の平均10回という回数とほぼ変わらないまでになってきています。

また、昨年度までコロナの影響で、全国・県ともに水泳授業を行わない学校が多くある中、本市においては全小学生に水泳用マスクを配付し、小・中学校ともに水泳授業を実施してきました。しかしながら、水泳指導の時間がコロナ前ほど確保できず、子どもたちの泳ぐ力が十分に身につけていない実態を鑑み、夏休みに入ってから、水泳が苦手な子どもを対象に、市教委主催で水泳教室を2日間、どの学校も暑くなる前の午前9時から10時までに行いました。全小学校で、泳ぎが苦手な185人の児童が自主的に参加し、多くの子どもが25メートル泳げるようになり、笑顔と満足感のあふれる時間になりました。

本市においては、各学校で工夫を重ね、本来の水泳授業の目的を十分達成できたと捉えています。今後もコロナや暑さをできない理由にせず、子どもの命や学びを、そして子どもの喜びや幸せを最優先に考えて最善を尽くしてまいります。

[9番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

コロナ前の平均回数に近づいてきたということで、今年は非常に努力されて、午前中を積極的に使ったりとか、午後から非常に難しい日が続いたかと思えますけれども、そういった努力を感じました。ありがとうございました。

続いて、2点目の質問に入らせていただきたいと思います。

2点目の質問に関しましては、水泳の授業の民間委託に対する課題はということで、以前にも質問させていただいた中で、岐阜県の教員採用試験の項目に水泳というものが昔はありましたけれども、約10年前にもうそれがなくなりました。ですので、新卒で今教員になられた方ということを考

えると、32歳ぐらいまでの方は、今水泳の科目を受けて合格して教員が採用されているというわけではなく、水泳を教えることができないというわけではないと思いますけれども、より質の高い水泳の授業だったりとか、そういったものができなくなっていくのじゃないかなあということで、私はそこを課題と捉えております。

より子どもたちに正しく質の高い水泳を教えることは、子どもにとっての体の発達や、先ほど教育長も言われていましたけれども、いざとなったときの自助、そういったところに役立つことから、今後は民間の水泳指導者の力を借りることが必要と考えております。先ほど、夏休みに185名の水泳が苦手だという方のために2回やられたと思いますけれども、2回でどうにか泳げるふうになるというのはちょっと考えにくいかなあということも、今先ほどの答弁で感じました。

そういったことから、常時水泳の授業に関しましては民間委託をするべきなのかなあというふうに感じております。でも、そこには民間委託に対する課題もあろうかと思っておりますので、教育長が考える民間委託に対する課題をお聞きしたいと思います。お願いします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

水泳授業の民間委託に対する課題についてお答えします。

水泳の授業で最も大切なことは、子どもたちが水に親しみ、泳げることの心地よさや喜びを味わい、将来にもつながる泳ぐ力を身につけることにあります。ですから、水泳授業を民間委託することについては、一人一人の泳力に応じて専門性の高い指導を受けることができる有効な方法の一つであると考えています。その考え方に立ち、本年度も夏休みに入ってから、市教委主催のスポーツクラブネサンス岐阜LCワールドと連携して、全ての小学校にインストラクターを招いて水泳教室を行いました。専門性の高い指導の下、子どもたちの泳力はぐんと高まり、その成果を実感しています。

コロナ前には、糸貫川プールを全小学校に順番に開放する取組も進め、泳ぎが苦手な子どもにインストラクターが指導することも継続して実施してきました。あつという間に子どもたちが泳げるようになり、その楽しさを味わっていました。ですから、これからは専門性の高い指導力を生かし、様々なコラボをしていくべきだと考えております。

現在、水泳の指導は、学校のプールで小学校では各担任に加え、体育専門指導員などが、中学校では体育教師等がチームを組んで指導し、できる限り専門性の高い指導を行っています。また、各学校では教員対象の水泳指導の研修などを通し、その資質向上も図りながら授業を行っています。水泳のみならず、教員が指導力を磨き、子どもにできる喜びを与える存在であり続けることも大切にしていきたいものです。

今後、学校のプールを使用せず民間委託にすることは、泳力の向上、監視員による安全管理体制の充実、プールの維持管理や指導・監視に係る教職員の負担軽減など、多様な効果が期待できると



考えております。

一方で、課題といたしましては、まず委託料・講師料等の費用が膨大であり、さらには学年やクラス単位で移動するバスの確保が頻繁となり、その費用もかさむことです。さらには、移動時間の問題もあります。民間のプールとの距離がある学校については、水泳指導の前後の移動時間がかかり、他教科の指導時間の確保ができなくなってしまう。また、民間のプールに限りがあるため、本来そのプールで行っている水泳事業と学校の授業の調整がなかなか困難になりそうです。

こうした民間に委託した場合のメリット、デメリットを十分に踏まえ、いかに民間とコラボした水泳指導ができるのかを、子どもを中核に据え、その課題克服の糸口を見いだしていきます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

課題でいくと、やっぱり費用面と時間かなというところで今お答えをいただきました。ごもっともかなというふうに思いますし、維持管理のことも考えて、そこの差引きでどちらが費用対効果が高いのかとか、そういったことも考えていただければ、考えてくださっているとは思いますが、考えていかなければならないと私も感じました。

では、3つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

3つ目は、今後のプール活用の考えはというところで、また教育長にお聞きするんですけども、日本にこの水泳の授業が、1学校1プールという考え方が来たのは、オリンピックで水泳の種目がついたときから非常に全国的に広がったものだというを以前もお話ししましたが、そこからだんだん全国的にプールをなくしていく学校があるというふうに聞いております。まだちょっとずつですけども、やはり費用対効果が悪かったりとか、やはり年間通しても7月、8月、入っても9月までということで、非常に費用対効果が少なく、そして小学校の敷地にもかなり限りがあるということで、新しい利活用の方法ということでプールの敷地を例えば学童保育だったりとか、別の建物にやったり、駐車場に変えたりと、いろいろな活用の方法があるのかなあというふうに感じているところです。

本当に少子化ということで、1学校1プールという、それを維持する費用対効果は非常に低くなっていくことから、今回は今後このプールをどうしていくのかなあということを教育長にお尋ねしたいと思います。

改めて、今後のプールの活用の考えはということで、教育長にお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

今後のプール活用の考えについてお答えします。

現在の市内小学校のプールは、築33年から43年となっていますが、どの学校も平成時代に大規模改修や塗装工事、床面の張替工事等を行い、現在も使用しております。年間の維持管理は、1校当たり約60万円、市全体では約720万円かかっています。大きな費用がかかっていますが、子どもにとっては泳げることの喜びや自信、命を守る力など、学校で水泳授業を行う役割は非常に大きいと捉えています。

昨今、民間に委託する市町も見られますが、そうした場合、本市においては全学校のプールにかかる費用を大きく上回る費用がかかる見込みです。それに加えて、移動時間や綿密な調整など、民間委託へのデメリットを鑑みると、学校の中で各学年やクラスが自由に水泳の時間を組み、すぐにプールに入って、水泳時間や他の授業の時間をしっかり確保できることが理想的であり、今年の水泳指導に加え、水泳教室のような民間とのコラボが今のところ一番ベストな在り方だと考えています。

現段階では、プールの耐用年数があと5年ほどは見込めるため、学校か民間か、教員かインストラクターかという二項対立で考えるのではなく、子どもにとってどのような体制を取ることが有効かという考え方に立ち、学校の水泳授業にインストラクターに入っただき、民間とのコラボをつくり出すことが最適であると考えています。

今後、プールの状況を注視しつつ、民間委託や、さらに予想される暑さ対策も視野に入れ、本県市らしい水泳指導の在り方を検討してまいります。

[9番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

今現在の状況としては、ベストを尽くしていただけていると私は認識をしております。本当に両極端ですけど、教員が教えるのかという先ほどのお話がありましたけど、本当にコラボして、その間を取ってベストを尽くしていただければ幸いですし、ただ暑さだけはどうにも防ぐことはできないと思います。

つい最近ですけども、可児市にお邪魔させていただきまして、可児市の市民プールの視察をしてきました。全国で6番目か7番目に利用者が多いと言われる、本当に小さいプールなんですけど、ですけど、全国で6番目か7番目に利用者が多い可児市の市民プールですけども、ただ単に25メートルプールに屋根をつけて、少しテントみたいな形になっているだけなんですけど、非常に涼しく、真夏、その日も35度を超えていましたけれども、多くの方が利用されておりました。

そういったことから、これは市民プールの話ではないんですけども、学校も屋根つきだったりとか、そういったことをすることによって、午前だけじゃなく午後も活用できたりとか、そういったこともあると思いますので、そういったものも視野に入れていただきながら、子どもたちの命を

守りながら水泳の授業に取り組んでいただけるようお願いをしたいと思います。子どもたちの命は買えないので、ぜひとも市長、そういったところにお金を、子どもたちのためにお金を使ってください。よろしくお願いします。

それでは、2項目めの質問に入らせていただきたいと思います。

2項目めは、もとまる商品券事業について2点御質問させていただきたいと思います。

この質問理由としましては、昨今、商品券事業は近隣市町を見ても全国的にも、マイナポイントを活用した事業だったりとか、ポイント還元による電子マネーを活用した事業への移行が進んでいます。また、商品券というと、やっぱり本巢だともとまる商品券は紙ベースですので、ペーパーレスという考えが今進んでいる中、そういったものはいかがなものかということで今回質問をさせていただきたいと思います。

それでは、1点目、本市が考える商品券事業の課題はというところで、電子マネーのことも検討いただいているかと思います。本当に今、お隣の山県市とか、瑞穂市とか、岐阜市もそうですけど、そういったものをどんどんやられているので、本巢市も絶対考えているはずだなというふうに思っておりますので、ただ、そこに踏み込めない理由もあるのかなということで、今回ちょっと1点目に入れさせていただきました。

本市が考える商品券事業の課題はということで、産業建設部長にお尋ねします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

**○産業建設部長（高木孝人君）**

それでは、本市が抱える商品券事業の課題はについてお答えさせていただきます。

本市の商品券事業は、本巢市商工会を事業主体として、もとまる商品券とプレミアム商品券を取り扱っております。本年度におきましても、市内事業所の活性化を図るため、1,000円券12枚を1セット、金額にして1万2,000円分を1万円で販売するプレミアム率20%の商品券を3,000セット、発行総額3,600万円を実施し、申込件数は6,662件、当選倍率は2.2倍でございました。

この商品券事業は、市民の皆様から好評を得ておりますが、課題としましては、紙の商品券で実施していることから、仕分など封入から郵送までの作業や、商品券を換金するために各事業者からの枚数を集計し、銀行口座へ振り込む事務に手間がかかるなど非常に事務量が多く、それらに対する事務的経費も多いことが上げられます。

〔9番議員挙手〕

**○議長（大西徳三郎君）**

高橋勇樹君。

**○9番（高橋勇樹君）**

ありがとうございました。

事務的経費と時間もそこには含まれると思いますけれども、非常に手間がかかり、お金もかかる

というのが、今の紙ベースでのもとまる商品券の課題というふうに御回答いただきました。

続いて、近隣市町の動向を見て、本市の商品券事業の今後の考えを産業建設部長に同じくお聞きしたいと思います。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

**○産業建設部長（高木孝人君）**

それではお答えします。

現在、他市町においても商品券事業の電子化が進んでいるところがあり、本市においても電子化の検討は必要であると考えております。紙の商品券事業では非常に事務量が多く、それらに対する事務的経費も多いことから、商品券を電子化することで郵送までの仕分や銀行への振込などの事務が大幅に軽減できるものと思っておりますが、電子化による課題も幾つかございます。

令和4年の初めに商品券の電子化、いわゆる地域ペイについて検討しており、当時における設備導入などの初期費用は2,000万円程度、またランニングコストについては、利用料として年間150万円程度と高額な費用が必要となるとのことでした。

また、電子化することにより、スマートフォン等での操作が必要となり、操作に不安がある人、また高齢者にとっては利用しにくくなるのが考えられます。その対応策として、プリペイドタイプのカードを導入すれば、スマートフォン等での操作は不要となるため利用しやすくなりますが、カードを導入することによって、カード発行プログラムの開発費用やカード製造等費用として、さらに250万円程度が必要となるとのことでした。そのほか、事業者側の電子化に対する機器等の導入も必要となり、導入費使用が負担となるほか、導入機器の使用方法を理解しなければならず、電子化には敷居が高いと感じる商品券取扱事業者は、電子化をきっかけに取扱いをやめることも想定されました。紙の商品券を取り扱っていた事業者のうち、電子化に対応できた事業者は半数程度であったとの話も、実際に商品券の電子化を始めた自治体からお聞きいたしました。

しかしながら、当時とは社会情勢も変化しており、現在では様々な形で電子化が進み、今後は電子化が主流になっていくものでありますことから、実際に運用している他の自治体の取組を参考に、本市に適した商品券事業を進められるように検討してまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

**○議長（大西徳三郎君）**

高橋勇樹君。

**○9番（高橋勇樹君）**

ありがとうございました。

すぐには進まないとは思っていましたが、御回答のとおり今後検討していただければと思います。

現在、たくさんありますけど、Pay Payの還元だったりとか、そういったものがあって、P

a y P a y に関しては、海津市が今まさにやっているところだと思いますけれども、いろんなものがあると思います。いろんなものをしっかりと見ていただいて、私も東京に行ったときに非常にこれは楽やなと思ったソフトだったりとか、そういったものもありましたので、ぜひともそういったものも提案させていただきながら、今後やっぱり市民としては電子マネーのほうが僕は楽だなあというふうに感じていますけど、まだ使えない方もいらっしゃるということでもありますし、事業者側も商品券の面倒くささとか、毎回換金に行かなくちゃいけないという面倒くささもあるし、行政としては事務的な時間だったりとか、経費がかかってくるのを削減できるのが電子マネーかなというふうに思いますけれども、本当に今DXって毎回質問のたびに言わせていただいていますけれども、行政がそっちに、電子マネーのほうに動けば、市民の方も動いてくれるんじゃないかなという考えもありますので、ぜひともそういったところも考慮しながら、この商品券事業に関しましては、今の時代の流れとか、今の時代に合ったものを今後進めていただければ幸いです。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。2時30分まで休憩をいたします。2時半から再開をいたします。

午後2時17分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、10番 今枝和子さんの発言を許します。

今枝さん。

○10番（今枝和子君）

通告に従いまして、大きく3点質問をさせていただきます。

今年のお盆は、新型コロナ5類移行後初めてということで、いろいろ楽しい計画をされていた方も多くお見えだったと思います。

ところが、後半はあいにくの台風の接近により、各地で様々な影響を受ける事態となりました。関市はじめ、全国各地で被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

また、本巣市におきましても、警戒レベル4避難指示が発令され、15日には根尾文化センターに自主避難所が、16日には本巣中学校・席田小学校と、それぞれ避難所が開設をされました。

私も、もとメールの配信で避難指示が出された地域の方々の安否が気になり、また避難解除の通知に安堵しながらも、改めて我が身にいつ自然災害が起きてもおかしくないことを肌身で感じるお盆となりました。そして、万が一に備えた事前の対策の重要性をとて強く思ったことから、今回の質問に至りました。

それでは、万が一に備えた事前の取組について、以下細かく5項目質問をさせていただきます。

まず初めに、避難所開設についてです。

今回、本巢中学校・席田小学校の2か所に避難所が開設をされました。避難所開設に当たっては、職員の皆さんは防災訓練等で毎年訓練を重ねておみえです。しかしながら、どんなことにでも共通して言えることですが、平時の訓練では見えなかった課題が、実際に動いてみて気がつくこともあるかと思います。

そこで、今回避難所の開設をしてみて気がついたことや課題等はありませんでしたでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

実際に学校で避難所を開設して見えた課題についてお答えします。

小・中学校の避難所の設置につきましては、毎年5月中旬から6月中旬にかけて、教育委員会の防災担当職員、避難所担当職員2名と、学校からは校長または教頭立会いの下、各施設において避難所設置に係る資材や非常用電話や非常食などの確認を行ってございます。また、実際に段ボールベッドを組み立てるなどの訓練も行っています。

台風7号の発生に伴い、令和5年8月15日に1時間当たり雨量が多いことから根尾文化センターに自主避難所を設置し、翌日の16日には、本巢地域南部から上保地区にかけて土砂災害の危険が高まり、土砂災害警戒情報が発表されたため、本巢中学校と席田小学校の2か所に避難所を設置しました。根尾文化センターでは教育委員会職員が2人体制で、本巢中学校では教育委員会職員5人と保健師2人と学校管理職1人の8人体制で、席田小学校では教育委員会職員3人と保健師2人、福祉敬愛課職員1人、学校管理職1人の7人体制で開設及び運営を行いました。

避難所の状況ですが、根尾文化センターへの自主避難者はありませんでしたが、本巢中学校には3世帯4人、席田小学校には1世帯5人の方が避難されました。今回の避難所設置については、発災後ではなく、避難指示発令に伴う警戒のための早い段階での設置であったことや、避難者も少人数であったため、スムーズな受入れや食事の提供、宿泊までの対応をすることができました。

今回の学校の避難所の開設を経験して見えた課題ですが、行政や避難者や自治会も含め、誰もが主体となって行動できるかどうかということです。災害のレベルにもよりますが、大規模災害などの避難所の運営は避難所に見える方々で構成する避難所運営組織に行っていただくこととなりますので、避難所の開設や運営を行うための活動内容や役割分担を明確にし、それが誰もが分かるように示す必要があると感じました。

今後は、避難所に関わる全ての方が当事者意識を持ち、主体的に行動できる仕組みづくりを進めてまいります。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子さん。

#### 〇10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

今の御答弁で、1つの避難所に7人、8人体制であったりとか、役割分担をしていく必要があるというような課題が見えたということでした。

去る8月23日に、本巣市防災士フォローアップ研修が開催され、元南三陸町立志津川中学校の校長先生であられた菅原先生の御講義を拝聴いたしました。3・11の被災時には、皆様も御承知のとおり多くの職員の方々の命も奪われてしまったとのこともありました。

今回のような台風等の災害であれば、あらかじめ進路予想が出ていますので、それなりの準備は可能かと思いますが、予期せぬ地震であれば、規模によってはかなりの混乱となっても不思議ではありません。また、命を落とすとまではいなくても、災害の種類によってはふだんの訓練どおりに担当の職員の方々が速やかに各避難所開設に取りかかれるとも限りません。

さらには、災害規模が大きければ大きいほど被災者も多くなり、より迅速な避難所開設が市内各地複数箇所に求められることとなります。事前の対策としては、最悪の事態を想定しておくことが重要です。

本市での直近5年間の避難所開設の履歴をお尋ねしましたところ、令和元年から3年までの3年間は開設履歴がありません。そして、昨年に根尾文化センターに自主避難所、そして今回の2か所ということでした。

さらに、こんなことに加えて、さらに職場の異動なども鑑みると、実際の避難所開設には未経験の方が担当する可能性が極めて高いと考えられます。また、その職員さん自身も被災し、現場に到着できないなども想定をされます。

このように様々課題が懸念をされますが、ここで愛知県豊橋市の先進事例を紹介させていただきます。

豊橋市では、災害時の避難所開設を迅速かつ円滑に行うための初動活動ボックスというものを市独自で作り、市内全指定緊急避難所に配備をしています。これは、発災後の混乱時に誰が来ても避難所開設をスムーズに行えるようにすることを重視し、初動に必要なものを1つのボックスにまとめたものです。ボックスの中には、開設作業を進めるのに必要な手順を分かりやすくサポートする避難所開設アクションカードが入っています。写真や図面を生かして分かりやすく表示されており、カードの順番どおりにめくっていけば、次に何をすればいいかが誰にでも一目で分かり、発災時のパニックを防止するとともに、安全に避難所を開設するまでのシナリオの役割を担っています。このアクションカードがあれば、あなたは2番を、あなたは3番をお願いしますと、スムーズに分けをすることもでき、安全かつ迅速な避難所開設が可能となります。

アクションカードのほかに、健康状態チェックリストや、受付や出入口などを示す看板、避難所用ピクトグラム、また外国人や聴覚障がいの方々に飲物を配りますとか、困っていることはありますかなどの大切な情報を絵と文字で説明するお知らせカードなども入っております。

本市においても、このようなものを配備しておけば、安心かつ円滑な避難所開設を進める上で、とても有効であると考えますが、いかがお考えでしょうか。初動活動ボックス配備についての御見解をお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

瀬川局長。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

各避難所へ初動活動ボックス配置の見解についてお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、避難所の開設及び運営を実行可能なものにするためには、避難者の方の協力が必要でございます。避難者の方に御協力をいただくには、避難所の運営方法や役割分担を明確に分かりやすくして、どなたでも役割を担うことができる仕組みが必要と考えます。

議員御提案の初動活動ボックスにつきましては、先ほどおっしゃられた愛知県豊橋市で既に避難所開設ボックスとして導入されておりまして、ボックスの中には避難所開設アクションカードと避難所開設に必要な資器材を収納し、このボックスがあれば避難所の開設手順が明確になり、少人数でも迅速かつ的確な行動ができるものとなっております。

避難所開設アクションカードには、例えばアクションカードとは、緊急時において、自分が何をすべきかわからなくなることを防ぐパニック防止と、最初の一步の掲示をする道具といった分かりやすい表現をして、避難者に伝える工夫もされております。

また、避難所開設アクションカードには、大きな項目として、開設準備、避難所開設、災害時のトイレ対策、避難所の運営の項目があり、各項目ごとにきめ細やかな説明がされてございます。

教育委員会としましては、さきの台風7号の避難所設置によって見えた課題解決の一つの手法として、この豊橋市の避難所開設ボックスの配置は非常に有効であると思っておりますので、実際に導入した自治体を訪問させていただき、避難所開設ボックスの現物を見せてもらい、また担当者からの説明や助言をいただきながら、その有用性を確認した上で、本県市の防災の所管である総務部と導入に向けての協議を進めていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

実際に豊橋市に行かれて、現物を見て検討していただけるということで、万全な準備をどうかよろしく願いいたします。

次に、昨日も話題にはなっておりましたが、ジュニア防災リーダー・中学生防災士についてお尋ねをいたします。



避難所が無事に開設された上で、次に課題となるのはスムーズな避難です。自然災害はいつ起きるか分かりません。休日や早朝、深夜であったりと、子どもたちが学校にいるときばかりではありません。昨日もお話もあり、過日の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、釜石の奇跡とあって、東日本大震災のとき、日頃から防災教育が充実をしていた釜石市の中学生たちは、率先避難者として多くの高齢者や幼子の命を救いました。

私自身も含め、今までに大きな災害を経験していない大人たちは、正常性バイアスといって何の根拠もなく自分は大丈夫などと事態を過小評価してしまう意識が働き、結果、非常時における行動が遅くなりがちです。そんな大人たちの命をも救ったのが釜石市の中学生なのですが、本巢市にもそんな中学生が存在をしています。

数日前の新聞にも紹介をされていましたが、学校や家庭、地域の防災力を高める次世代のリーダーとしてのジュニア防災リーダー・中学生防災士の皆さんです。彼らの多様な活動を推進することは、周囲の人々の防災意識をも高めることにつながり、いざというときには大きな力になると大いに期待するところです。

そこで、ジュニア防災リーダー・中学生防災士の活動の推進についての御見解をお尋ねいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

ジュニア防災リーダー・中学生防災士たちの取組の見解についてお答えします。

昨年度、ジュニア防災リーダー養成講座を受講し、その後、見事中学生防災士になった糸貫中学校3年生の生徒が、少年の主張大会で、今の訓練では命は守れない、私たちの意識は、どうせ訓練、取りあえず訓練という空っぽな感情を生み出してしまっていると表現し、防災や訓練に対する警鐘を鳴らしました。防災士になった彼女は、「目指せ防災の町」という題で、防災士として本巢市を防災のまちにしていきたいという熱い願いと具体的な活動についての意気込みを語り、自分から家具などの部屋の模様替えを、学校の防災アンケートの実施、防災オリエンテーリングの呼びかけなど、行動を起こしました。

このほか、令和3年度からスタートさせたジュニア防災リーダー養成講座で、この認定を受けた中学生が約90名います。そして、昨年度は市内で中学生防災士が13人誕生し、様々な取組を行おうとしています。さらに、本年度も19人が防災士の資格取得に挑戦をしていきます。

本年度8月23日には、市内中学生防災士たちが、先ほどの南三陸町元志津川中学校校長の菅原先生と防災について語る会を行い、そこで地域や学校での課題を洗い出し、今後の取組を具体化しました。

糸貫中学校では、学校や地域に自然災害に対する謎の安心感があると。その正常性バイアスを払拭するために、毎週校内放送を使って災害の怖さやその備えなどを全校に呼びかけたり、地域に通

信などで発信したりし、ユニークにも「なぞの企画」で対抗するとまとめていました。

根尾学園では、既に中学生防災士が防災授業を展開し、さらには学校以外の避難所の見直しや避難所での自分たちの役割を確認していました。

真正中学校では、生徒会と連携し、防災意識の向上につながる防災授業を行うとともに、地域の運動会で防災安全リレーを企画・運営し、地域の防災意識の向上への動き出しが見られます。

最後に本巣中学校では、全校で防災の授業を行い、地域のふれあい会議の中で防災について話し合うことの必要性を訴えていました。

中学生防災士らの誕生で、確実に新しい防災に関わる活動が生まれ、具体的に動き出し、本巣市全体の防災意識が高まっています。

冒頭の糸貫中学校の生徒は、「いつも」の備えが「もしも」の安心につながる、そんな防災のまちにしていきませんかと主張作文を結んでいます。この生徒のようにジュニア防災リーダー・中学生防災士が主体者となり、具体的な歩み出しをしている活動を全面的に応援し、発展させていくことが、防災力の高い防災のまち本巣につながると考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

様々本当に頼もしい中学生たちのお話を伺うことができました。本巣市の中学生の皆さんの防災意識が高まる、毎年そんな中学生が誕生することによって、本巣市の持続可能な防災力につながると思いますので、今後もよろしく願いいたします。

次に、実践的な学校における抜き打ち避難訓練についてお尋ねいたします。

2011年東日本大震災を受け、文部科学省は今後の防災教育の考え方と施策の方向性として、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成すること。そのために、自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進を打ち出しました。また、主体的な態度を身につけるための訓練として、緊急地震速報を活用した避難訓練を推奨しており、実際にそれを活用した抜き打ち避難訓練も全国的な広がりを見せております。

抜き打ち避難訓練では、担当職員は除きますが、基本教員にも児童・生徒にも具体的な訓練日時を事前には知らせません。ただし、抜き打ちで訓練を実施することだけは伝えておきます。そして、教員が必ずしも近くにいない休み時間や掃除の時間などに行い、中にはけが人を設定しておくところもあるそうです。

では、実際に実施した学校からの実施結果報告を紹介させていただきます。

掃除の時間では、机の上に椅子が乗っており、教室の前方に寄せられていました。突然の緊急地震速報アラームに、生徒の多くは驚き、とっさにどう行動してよいか分からない。その後、椅子が乗った机の下に隠れようとする生徒や、廊下で右往左往する生徒。この場合、大きな揺れによって

机の上の椅子が飛んでくることが想定され、机の下は決して安全とは言えない。むしろ積極的に机からは離れたほうがよい。また、窓の近くでなければ、教室よりも廊下の方が安全と言える。

休み時間では、隣の教室に遊びに行っていた子どもが、わざわざ自分の教室に戻って自分の机の下に隠れたり、図書室では、どの机もいっばいで机の下に入れない子どもが右往左往した。また、転倒や本の落下のおそれのある背の高い本棚の近くに一時避難する子どももいた。その他、従来の避難訓練では顕在化しなかった様々な課題が抽出されたとありました。

そして、以下がまとめです。

一般的な地震を想定した防災訓練は、おおよそ以下のようなものであった。授業中に、ただいま地震が発生しましたとの校内放送に始まり、机の下に隠れ、その後、地震が収まりました。直ちに校庭に避難しなさいとの放送を受けて、防災頭巾やヘルメットをかぶり、廊下に整列して校庭に集合する。校庭参集後に校長先生が児童・生徒にする講評は、前回は何分何秒かかりましたが、今回は何分何秒でしたのように、参集時間の速さを問題にしていた。従来の訓練では失敗が起きないし、課題が見つからない。課題が見つかる訓練がよい訓練であり、失敗しない訓練は実践的ではないと指摘をされていました。

以上のようなことから、子どもたちが自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の一つとして、前述のような課題を見つけ、その後、子どもたち自身が改善点を考察していくという抜き打ち避難訓練が実践的であると考えますが、いかがお考えでしょうか。その取組についての見解をお尋ねいたします。

#### ○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

学校での実践的な抜き打ち避難訓練についてお答えします。

本巣市における避難訓練は、従来の避難訓練にとどまらず、災害発生時に児童・生徒一人一人が自分の命は自分で守る意識を持ち、主体的に行動できる力を育成するため、10年前から命を守る訓練として位置づけています。

東日本大震災では、釜石の奇跡と言われたように津波でんでんこの教訓を生かし、徹底して防災教育・防災訓練を実践した学校では、おのおのが高台にいち早く逃げて命が救われた事例が多くあり、繰り返し実効性のある訓練をすることがいかに大切であるかが実証されました。本市においても、この教訓を生かし、各学校では様々な状況を想定した命を守る訓練を進めています。

現在、市内の学校では、年間5回から6回の命を守る訓練を行っています。第1回目の訓練は年度当初に行われ、地震や火災発生を想定し、教室や特別教室からグラウンド等の避難場所までの避難の仕方や経路を確認する基本となる訓練を行っています。

その後、各学校の工夫により、実施時間や活動場所など様々な状況を想定して、実効性のある抜き打ち訓練などを行っています。授業中の抜き打ち訓練をはじめ、休み時間や放課後など子どもた

ちだけで遊んだり活動しているときに緊急地震速報を流し、それぞれの場所でどのように身を守り、どこに避難するのかなどの訓練に発展させている学校も多くあります。

また、子どもたちのそばに教員がいない場合を想定し、下校中に命を守る訓練を行い、子どもが各地域の避難場所に避難して、全ての子どもを確実に保護者に引き渡す地域や自治会と連携した訓練を行った学校もあります。

これらの訓練は、今後さらに様々な場面を想定しなければならないと考えております。災害種別、発生時刻、子どもの活動場所、活動状況、けが人の有無、停電の有無など内容を多様化させ、自分で判断し、自分の命を守る力につながる実効性のある訓練となるよう指導してまいります。

また、自然災害のみならず、不審者が校内へ侵入した場合や、弾道ミサイル飛来によるJアラートが発令された場合等も想定し、身の守り方や避難の仕方を学ぶ訓練も行ってまいります。

災害は、いつ、どこで、どのように起こるかは予想することはできません。しかし、過去の教訓を生かし、それに備えることはできます。いつ、どこにいても状況を適切に把握・判断し、それぞれの最善を尽くし、生き抜いていく力を身につけた子どもを育てていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

既に様々取り組んでいただいているということでした。今後も、あらゆる場面を想定し、より課題が見つかる訓練をよろしく願いいたします。

次に、災害時の支援金の受け取りなどに必要な罹災証明書についてお尋ねをいたします。

罹災証明書とは、市町村が被災家屋の状況を調査して、全壊・半壊などを認定する書類ですが、大規模災害では、しばしば自治体の調査負担の増大で、発行に時間がかかる問題が指摘をされてきました。例えば、2019年秋に台風15号、19号などの被害に相次いで見舞われた千葉県市原市では、約1万1,500件の証明書の発行申請があり、発行までおよそ1か月もかかるという状況でした。

一方で、損害保険会社も保険金を支払うために被災家屋を調査しています。1件の被災家屋に自治体と損保会社がそれぞれに調査をしているという現状から、これらの一本化を進めようと、本年6月、衆議院特別委員会で民間保険会社などとの連携を政府に訴えがあったところ、内閣府側は調査の迅速化に向け、自治体と損害保険会社の連携を推進する旨の答弁をされました。

この連携と申しますのは、自治体と損保会社が協定を結び、水害時の保険金支払いのために損保会社が調査した被災家屋の写真や被害情報を、契約者の同意の上、罹災証明書発行の資料として自治体に無償提供するサービスのことです。ある損保会社によりますと、損害保険は調査から支払いまで最短3日で完了し、自治体の手続よりも早く、既に全国で多くの市町村がこのサービスを導入しているそうです。また、自治体によっては、発行申請も損保会社経由が可能となり、被災者が自治体への手続は不要となるところもあるそうです。

地震や暴風雨等は、国が定める被害の認定基準が損保会社の基準と異なるため、この協定は水害のみとはなりますが、このような取組は、本巢市におきましても認定作業の負担軽減となり、とても有効であると考えます。損保会社との協定についてのお考えをお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、罹災証明書発行に係る損害保険会社との連携への見解につきまして御回答させていただきます。

罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2において、地域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく家屋の被害等の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付しなければならないこととなっております。また、罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されるものであります。

議員御指摘の罹災証明書発行に係る損害保険会社との連携への見解ですが、損害保険会社が水害時の被災者生活再建支援サポートとして、自治体と損害調査結果の提供及び利用に関する協定を結ぶことで、水害が発生した場合に、損害保険会社が契約している被災者の保険金支払いに要する損害調査情報を提供していただけるというもので、市としましても家屋の被害認定調査が不要となり、大規模災害発生時でも迅速な罹災証明書の発行や交付事務の効率化にもつながるものと考えられるため、損害保険会社と協議し、連携するよう進めていきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

協定を進めていただけるということでした。このようなサービスを受けるような事態があつてはならないことではありますが、万が一への体制づくりをよろしくお願いいたします。

次に、2つ目の質問、防げるがんへの対策についてお尋ねいたします。

本年8月1日、国立がん研究センター等は、国内初となるがんの経済的負担額の推計を発表しました。2015年時点でのがん患者数を基に、直接的な医療費や死亡・罹患による労働損失を足して負担額を算出したもので、予防可能ながんでは約1兆240億円に上りました。1兆240億円といっても金額が大き過ぎてぴんとこないと思いますが、例えて言いますと、前年度の本巢市の市民の皆様から納めていただいた本巢市の市税は約52億円強です。1兆240億を52億で割りますと、その商は19.7、なんと本巢市の市税収入の約20年分に匹敵するのが1兆240億円、かなり巨額となります。防げるがんへの適切な対策が急務であると実感をいたします。

では、防げるがんとは具体的にどんながんでしょうか。同センターの発表では、一番多くの経済

的負担額を占めていたのがピロリ菌感染による胃がん、続いて能動喫煙による肺がん、そしてHPV感染の子宮頸がんとなっていました。ピロリ菌の除菌やHPVワクチン接種、禁煙推進などの対策の充実は、大切な命を救うだけでなく、経済的負担の軽減にもつながると期待をされます。

本市におきましては、一番多くの額を占めていた胃がんへの対策の一つとして、今年度より中学2年生を対象にピロリ菌検査の実施をさせていただいております。そこで、残りの2つ、子宮頸がん、肺がんについてお尋ねをいたします。

日本では、毎年約1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人の女性が子宮頸がんで亡くなっています。20歳から40歳の女性のがんによる死亡の第2位は、子宮頸がんによるものです。国は、HPVワクチン接種により有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして、令和4年度より積極的勧奨、これは対象者に個別通知をすることですが、その積極的勧奨を再開いたしました。しかしながら、9年間の積極的勧奨の中止で接種の機会を失ってしまった世代に正しく伝わっていない可能性があり、その対応が急務であると国立がんセンターは呼びかけております。

また、子宮頸がん患者当事者からの声も、このようにございます。同じ後悔をする人を一人でも減らしたい。子宮頸がんワクチンの正しい情報を知ってほしいと、懸命に啓発する動きもあります。このような背景がある中、勧奨差し控えの影響を受けていた対象者にも、3年間の期間限定で公費で接種ができるキャッチアップ接種が設けられました。

そこで、お尋ねをいたします。本市の昨年度の子宮頸がんワクチン接種者は308人でしたが、その内訳で定期接種、キャッチアップ接種、それぞれの人数と接種率をお聞かせください。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

**○健康福祉部長（小椋真二君）**

それでは、お答えをいたします。

子宮頸がんワクチンは、平成25年4月から予防接種法に規定する定期接種として位置づけられましたが、接種後の副反応など、ワクチンとの因果関係を否定できない事例が見られたことから、同年6月、国より国民に適切な情報が提供できるまで定期接種を積極的に勧奨すべきではないとの通知がなされ、その8年後の令和3年11月でございますが、ワクチンの有効性、安全性の客観的な事実を確認した国は、令和4年4月からの積極的な勧奨接種の再開を決定し、その際、令和4年度から令和6年度までの3年間は、12歳から16歳になる女子を対象とした通常接種のほかに、本来の対象者ではない、積極的勧奨を差し控えていた期間に接種の機会を逃したとされる平成9年度から平成17年度生まれの女子に対しましても、対象年齢を超えた定期接種といたしましてキャッチアップ接種を実施するよう併せて決定され、現在の対応に至っているところでございます。

再開1年目の令和4年度の実績といたしましては、12歳から16歳までの通常接種の対象者数は831人で、延べ接種者数は96人、実接種者数は45人で、接種率は5.4%でありました。17歳から25歳までのキャッチアップ接種の対象者数は1,340人で、延べ接種者数は212人、実接種者数は91人で、

接種率は6.8%であり、対象者全体の接種率は6.3%でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

定期接種は延べ96人で5.4%、キャッチアップは延べ212人で6.8%と、かなり低い接種率であるということが分かりました。

期間限定のキャッチアップ接種は、令和6年度末で終了をいたします。したがって、期間内に3回の接種を完了するためには、遅くとも来年の9月末までには1回目の接種を開始しなければなりません。仮に期限が過ぎて全額自己負担となれば、9価ワクチンであれば約10万円ものお金が個人負担となってしまいます。

そこで、最終期限の通知は、ワクチンの正しい情報とともに接種の可否を判断する重要な検討材料であるため、再度本人と保護者に確実に伝えていただきたいと思い、お尋ねをいたします。キャッチアップ接種対象者に再度最終期限とワクチンの正しい情報の周知をしていただくことへの見解をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えをいたします。

議員の言われるとおり、キャッチアップ接種対象者への最終期限の通知や正しい情報の周知は大変重要であり、必要であると考えていることから、子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨を差し控えていた期間に接種機会を逃した平成9年度から平成17年度までに生まれた女子1,340人のうち、通常3回接種で完了となる子宮頸がんワクチン接種を1回から2回接種済で、3回接種が未完了者でありました48人に対しましては、その接種回数が過去の履歴と合わせて3回となるよう、令和4年5月下旬から6月中旬にかけて、必要な枚数の予診票を封書により個別に送付しており、また過去の接種記録のない、一回も接種していない未接種者1,292人に対しましても、3回分の予診票を封書により個別に送付しております。

その個別に送付した封書の中には、予診票とともにキャッチアップの最終期限、接種するワクチンの種類とスケジュール、子宮頸がんの予防に関する知識、健康被害等が書かれた国が作成したパンフレットを同封し、正しい情報の周知に努めたところであります。

しかしながら、令和4年度の接種率が6.8%と低調であったことから、まだまだ周知が行き届いていないことも考えられますので、今後も未接種者に対しまして積極的な勧奨を継続してまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

継続的に通知をしていただけるということですので、よろしく願いいたします。

次に、定期接種対象者についてお尋ねをいたします。

子宮頸がんワクチン定期接種の対象年齢は12歳から16歳で、接種率は、先ほどの御答弁にありました5.3%とかなり低い状況です。ある女性は、23歳で子宮頸がんを診断をされ、子宮を摘出、手術後もリンパ浮腫などの後遺症や、子どもが産めないことから仕事や恋愛に生きづらさを感じ、知らないまま予防できるがんに苦しむ人が一人でも減ってほしいと講演活動を行っております。そして、次のように語られております。子宮頸がんになって失ったものはあるけれど、自分の幸せの形は見つけることができると思っています。でも、合併症があったり、子どもが産めなかったりと、いつまでたっても子宮頸がんになったことが私の人生からなくならないんですよね。あのとき予防できていたら、早期発見できていたらという思いはずっとあるんです。本当に子宮頸がんというものを正しく伝え、ワクチンのきちんとした情報を知ってほしいと願っていますと。

当事者の声は切実ですが、その一方で、言うまでもなくワクチン接種の可否はどこまでいっても個人の判断となります。そこで重要なのは、判断材料となる正しい知識・情報を確実に伝えることではないでしょうか。加えて、12歳から16歳という年代が1人で判断することは困難であることから、保護者にも同様の情報をお伝えすることが望まれます。

また、肺がんについても、能動喫煙がリスク要因ということです。1日40本以上の喫煙者は、吸わない人の50倍肺がんになりやすく、たばこを吸わない女性の肺がんの要因は、受動喫煙によるとの報告もあります。たばこに触れる前のこの年代の子どもたちが、喫煙や自分の周りの人の健康上に及ぼす悪影響を正しい知識として確実に伝えることが、子どもたちの命を守ることにつながり、とても重要であると考えます。

そこで、学校でのがん教育の現状と今後の取組について、加えて、保護者への情報提供についての御見解をお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

がん教育として、肺がんや子宮頸がんの正しい知識を伝える取組についてお答えします。

がんは、生涯のうち国民の2人に1人がかかると推測されています。それを踏まえ、学校におけるがん教育は、がんそのものの理解とその予防、さらにはがん患者に対する正しい認識を深め、家族ぐるみで健康増進と望ましい生活習慣づくりを進めることが大切になります。



現在、肺がんにつきましては、小学校保健体育6年生の授業において、喫煙とがんなどの病気の危険性について学習します。そこでは、喫煙の開始年齢が低いほど、がん・心臓血管病による死亡の危険性が高まることや、受動喫煙による健康被害などについてを学習します。

中学校では、がんができる仕組みを生活習慣病との関連から連鎖していることを学習していきます。さらに、肺がん等の危険性を減らす健康習慣として禁煙を推奨し、それを実施することでがんの危険性を40%軽減できることを学びます。また、生徒指導の側面から、喫煙防止啓発活動として、保護司の方や本巣ライオンズクラブの方々の協力を得ながら、健康被害の具体的資料を提示しつつ、その危険性を伝えていきます。

子宮頸がんにつきましては、中学校の保健分野でその原因となるヒトパピローマウイルスの存在を発展的に学習します。さらに、例えば真正中学校では、その認知度や理解を深めるために、子宮頸がんに罹患されながらも、それを克服したフリーアナウンサー藤田瞳さんの講演会を開催しました。藤田さんは、アナウンサーとして活躍中、子宮頸がんの宣告を受け、子宮摘出が主流の中、命をつなぎ留めたいという願いから子宮を残す手術を選択しました。10時間に及ぶ手術、その後の壮絶な入院生活、再発の不安、家族の中で1人ががんの治療を始めることの大変さなどについて語っていただきました。また、子宮頸がんは唯一ワクチンで予防できるがんであり、ワクチンの早期接種と検診の有効性を説いていただくことで、子宮頸がんに対する正しい理解と予防に向けた行動の在り方を学ぶことができました。

しかしながら、現在日本においては子宮頸がんと診断される方の数は年間約1万人、そのうち亡くなる方は年間約3,000人近く見えます。その背景として、10年前にワクチン接種後の後遺症が報道され、接種率が低迷し、2022年の調査によると、子宮頸がんワクチンを接種した女性の割合は、ノルウェーが92%、カナダが86%と高いのに対し、日本は僅か7.2%と諸外国に比べて著しく低くなっています。昨年度から積極的推奨が本格的に再開しましたが、接種率はまだ十分に回復していません。

今後は、4月より小学校6年生から高校1年生に相当する女性に向け、子宮頸がんの予防効果が高いワクチンが公費で接種できるようになったことを受け、定期検診による早期発見とワクチン接種で有効性が伝わるパンフレットなどを教育委員会で作成し、学校の授業で活用しながら、がんに対する正しい知識を伝え、保護者にもワクチン接種の有効性を伝えていきます。また、真正中学校のような学びを他校にも推奨し、本巣市いのちの教育をさらに充実させてまいります。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

今枝和子さん。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本当に当事者の声は一番響くと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

繰り返しとなりますが、防げるがんへの対策強化により、防げたがんだったと後悔する人、苦し

む人がこれ以上増えないことを、もっと言えばがん撲滅を願い、最後の質問に移ります。

視覚に障がいのある方々の情報取得についてです。

全ての障がい者が社会活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であるとして、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。ところが、今でも視覚に障がいがある方々にとっては、情報の取得や利用に多くの困難さがあります。

例えば郵便物です。何の封書か分からないために、ダイレクトメールと間違えて捨ててしまうこともしばしばあるといいます。とりわけ行政からの情報には大事なことが多くありますので、捨ててしまったら大変です。

視覚障害手帳を持っている人のうち、点字が読める人は僅か1割、ほかの疾病や高齢化などで文字を読みづらい人は160万人との報告もあります。そして、点字以外に情報を伝える手段の一つに音声コードがあります。音声コードとは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるQRコードで、スマホ専用アプリ等で読み込めば印刷情報が音声で聞き取れるというものです。皆様にもおなじみの年金定期便に、この音声コードがついています。資料として添付をいたしましたので、御覧ください。

このようなものですが、ちょっと端っこに切り欠けが入っています。郵便物の端に切り欠けと呼ばれる円形がついているため、視覚に障がいのある方はそこを指で触れ、音声コードの位置が分かるようになっております。これが立体的で分かりやすいんですが、この冊子のここに切り欠けがございませぬ。この欠けは必ず右下に来るようにして見てもらうと、QRコードが読み取れるということなんですね。

私も最初、視覚に障がいのある方がどのようにして読み取るのかというのがすごく不思議だったんですが、スマホにはもともと視覚障がいの方が使えるモードに切り替えることができます。私たちはふだん使いたいアプリを、電話なりLINEなりを触ってそのアプリが立ち上がるんですが、視覚に障がいのある方のモードは、触るんです、携帯を。スマホを触ると、触っているところのアプリが音声で聞こえます。電話とかLINEとか言うので、そこで自分が使いたいアプリになったときに手を離すと、そのアプリが立ち上がる。例えて言うと、このスマホ読み取りには、ユニボイスという無料アプリが有名なんですが、指で触ったときにユニボイスと言われたときに手を離すと、自動的にカメラ機能が立ち上がります。この切り欠けを触って、そこから2.5ミリという基準がありますので、切り欠けのところにそのスマホを見えなくてもかざせば、これだったら東京暮らし防災のブックですというような形で、この封書が何であるかということを音声で聞き取れますので、市から届いてくるものにもし切り欠けがあつて読み込めば、これはワクチン接種券ですとかというふうに読み込みができるというものでございます。

音声コードの利用は、視覚に障がいのある方に限らず、高齢で細かな文字が読み取りにくい方でも、何の郵便物かまずは読み込んでくれるので助かります。公共料金の通知や各種検診・ワクチン接種などの通知、選挙の投票所入場券など、まずは行政から大切な通知であることが分かり、紛失

は防げそうです。

また、本年3月の参議院予算委員会において、公的な通知について音声コードの普及を早急に進めてもらいたいとの訴えに、岸田首相は、先進事例を積極的に横展開するよう努力するとの答弁をされております。国も積極的にとの方向性を示されておりますが、何よりも当事者に寄り添った合理的配慮として必要なサポートではないかと思えます。

そこで、公的な通知にこの音声コードを利用することについて、本市のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（大西徳三郎君）**

ただいまの質問についての答弁を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

**○総務部長（村澤 勲君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

平成28年4月に、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行され、障がいのある人から社会の中にバリアを取り除くため、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること、いわゆる合理的配慮の提供について、国や市町村といった行政機関は法定義務となっております。

また、本市においては、第4期本巢市障がい者計画の情報提供の充実の中で、障がいに配慮した情報提供体制の充実として、視覚障がい者に対する音訳や点訳による情報の提供の推進を上げておりますので、障がい者からの申出があったときにすぐに対応できる体制づくりが重要であると認識しております。

その中で、議員御質問の音声コードの利用は、障がい者情報提供体制を充実していくための選択肢の一つとして非常に有効であると考えます。導入につきましては、市において交付する書類は、国民健康保険関連、納税通知書、公共料金納付書、各種配布物等、多岐にわたりますので、初期段階として、封筒へ音声コードを貼り付け、または印字し、どこの課からのどのようなお知らせなのかが分かるようにできるよう検討していきたいと考えております。

[10番議員挙手]

**○議長（大西徳三郎君）**

今枝和子さん。

**○10番（今枝和子君）**

ありがとうございました。

まずは、どこの課からかのお知らせかが分かる通知をしていただけるということでしたので、よろしく願いいたします。

今後は、さらにその対象も広めていただきながら、広報であるとか、ハザードマップであるとか、防災ハンドブックなども徐々に徐々に広めていただけることを要望としてお伝えさせていただきました。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

## 散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月29日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時27分 散会